

須恵町地域防災計画

風水害・震災対策編

令和4年4月

須恵町防災会議

目 次

第1編 災害応急対策計画	1
第1章 活動体制の確立	1
第1節 防災気象情報等伝達計画	1
第2節 被害情報等収集伝達計画	13
第3節 広報・広聴計画	23
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	26
第5節 応援要請計画	32
第6節 要員確保計画	35
第7節 災害ボランティア受入れ・支援計画	36
第8節 災害救助法適用計画	40
第2章 災害応急対策活動	44
第1節 避難計画	45
第2節 要配慮者（避難行動要支援者）支援計画	62
第3節 消防計画	64
第4節 救出計画	66
第5節 医療救護計画	68
第6節 安否情報の提供計画	74
第7節 遺体捜索及び収容火葬計画	75
第8節 土砂災害応急対策計画	79
第9節 二次災害防止計画	80
第10節 公安警備計画	83
第11節 緊急輸送計画	84
第12節 給水計画	87
第13節 食料供給計画	89
第14節 生活必需品等供給計画	92
第15節 保健衛生、防疫、環境対策計画	94
第16節 交通対策計画	96
第17節 障害物除去計画	98
第18節 文教・保育対策計画	100
第19節 応急仮設住宅提供等計画	104
第20節 中高層建築物災害応急対策計画	109
第21節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画	111
第22節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画	115
第23節 電気施設・ガス施設災害応急対策計画	119
第24節 上水道、下水道施設災害応急対策計画	122
第25節 交通施設災害応急対策計画	123
第26節 農林施設等災害応急対策計画	125

目 次

第2編 災害復旧・復興計画	126
第1章 災害復旧・災害復興の基本方針	126
第1節 基本方針	126
第2章 災害復旧事業の推進	127
第1節 復旧事業計画	127
第2節 激甚災害の指定	129
第3節 その他の法律による財政援助	132
第3章 被災者等の生活再建等の支援	133
第1節 罹災証明書の発行	133
第2節 被災者台帳の整備	137
第3節 生活相談	138
第4節 女性のための相談	139
第5節 雇用機会の確保	140
第6節 義援金品の受付け及び配分等	141
第7節 生活資金の確保	143
第8節 経済復興の支援	148
第9節 租税の徴収猶予、減免等	151
第10節 郵便事業の特例措置	153
第11節 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発	153
第4章 復興計画	154
第1節 復興計画作成の体制づくり	154
第2節 復興に対する合意形成	154
第3節 復興計画の推進	155

第1編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

項目	関連部署	ページ
第1節 防災気象情報等伝達計画	総務班	1
第2節 被害情報等収集伝達計画	総務班、産業土木班	13
第3節 広報・広聴計画	総務班、社会福祉班、産業土木班	23
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	総務班	26
第5節 応援要請計画	総務班	32
第6節 要員確保計画	総務班	35
第7節 災害ボランティア受入れ・支援計画	社会福祉班	36
第8節 災害救助法適用計画	総務班	40

第1節 防災気象情報等伝達計画

【関連部署】 総務班

県下に災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を県、町、関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するため、また、これらに資するために必要な観測記録を迅速確実に収集するため、通報系統及び要領等を定めて、適切な防災対策の実施を図る。

第1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統

1 特別警報・警報・注意報等の定義・種類

福岡管区気象台は、次のような気象注意報・警報を発表する。なお、注意報・警報の細分区域は、福岡県では福岡地方、北九州地方（北九州・遠賀地区、京築）、筑豊地方、筑後地方（筑後北部・筑後南部）に区分され、本町は福岡地方に該当する。

【資料編】2-1 警報・注意報発表基準一覧表(P35)

■特別警報・警報・注意報等の定義・種類

種類	内容	種類
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着氷・着雪、融雪

種類	内容	種類
気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合は、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p>福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。</p> <p>「雨を要因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。</p>	

※ 地震に関しては、緊急地震速報（震度5弱、5強）を警報、緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報として位置付けている。

2 特別警報・警報・注意報の細分区域発表について

福岡管区気象台は、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合に、市町村を単位として特別警報・警報・注意報を発表する。

3 特別警報・警報・注意報の発表基準

【資料編】2-1 警報・注意報発表基準一覧表(P35)

4 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表する。福岡県の発表基準は、1時間110mm以上を観測又は解析したときである。

5 台風予報、台風情報

(1) 台風に関する予報、情報

気象庁は、台風の実況及び24時間先までの12時間刻みの予報を3時間毎に、120時間先までの24時間刻みの予報を6時間毎に発表する。予報の内容は、各予報時刻の台風の中心位置（予報円の中心と半径）、進行方向と速度、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域である。

(2) 台風の大きさ、強さ

気象庁は、台風のおおよその勢力を示す目安として、風速（10分間平均）をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現する。「大きさ」は強風域（風速15m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）の半径で、「強さ」は最大風速で区分する。

■台風の大きさの分類

平均風速 15m/s 以上の 強風域の半径	分類
500 km 未満	—
500 km 以上 800 km 未満	大型 (大きい)
800 km 以上	超大型 (非常に大きい)

■台風の強さの分類

最大風速	分類
33m/s 未満	—
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

6 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（福岡地方など）で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を天気予報の対象地域と同じ発表単位（福岡地方など）で発表する。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

7 火災気象通報

福岡管区気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び通報を行う。町長は、知事からこの通報を受け、必要であると認めたときは、火災警報を発表することができる。

■火災気象通報の基準

福岡管区気象台	・消防法に基づき福岡管区気象台長が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。
火災気象通報の 発令基準	・実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下 ・平均風速12m/s以上（降雨、積雪中は通報しないこともある。）
県知事	・福岡管区気象台から通報を受けたとき、直ちにこれを市町村に通報しなければならない。

※実効湿度とは、木材の乾燥の程度を表す指数で、数日前からの湿度を考慮に入れて計算したものである。実効湿度や最小湿度が低くなると、火災の発生する危険性が高くなる。

8 火災警報

町長は、次の場合に町民に対して火災の警戒を喚起するために火災警報を発令することができる。

■火災警報の基準

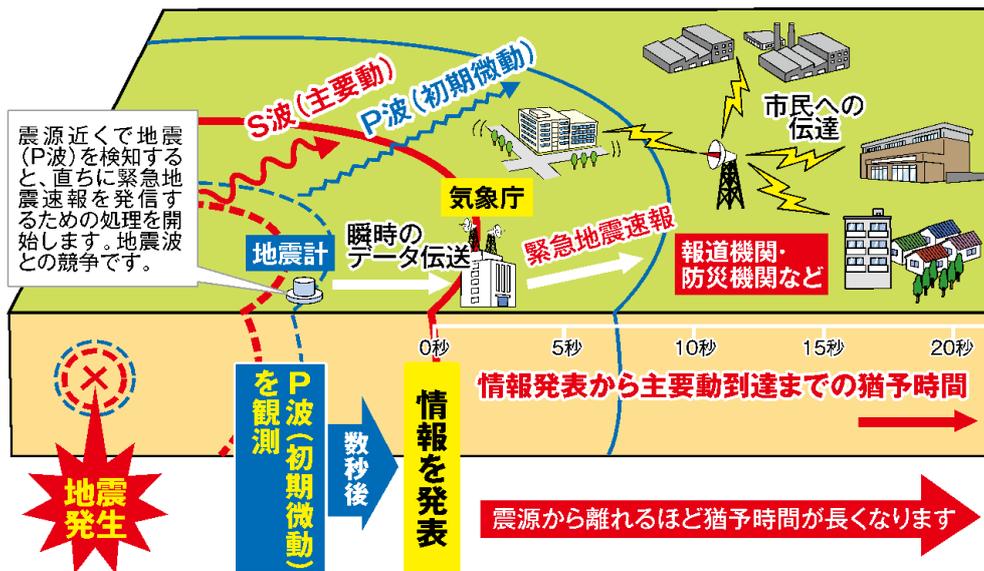
町長	火災警報とは、消防法に基づいて、市町村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいうものであり、次の場合に火災警報を発令することができる。 ・消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき ・気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき
----	--

9 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、テレビ・ラジオ・携帯電話等の媒体を通して周知する情報である。緊急地震速報（警報）では、地震波が2地点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に、地震の発生時刻、地震発生場所（震源）の推定値及び震央の地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。



10 その他の地震に関する情報

地震に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は次のとおりである。

■地震に関する情報の種類

情報の種類	発表基準	情報の内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・津波注意報または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、深度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

情報の種類	発表基準	情報の内容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、深度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表します。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合は地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

【資料編】1-14 気象庁震度階級解説関連表(P17)

11 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震に関する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表される。「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」は、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

■「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{注1)} でマグニチュード6.8以上 ^{注2)} の地震 ^{注3)} が発生 ○1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震 警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震 注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{注3)} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

12 津波・高潮に関する情報

須恵町は、町内に津波浸水想定区域・高潮浸水想定区域は指定されておらず、津波・高潮による災害の影響が少ないことから、津波・高潮に関する情報は省略する。

第2 警報・注意報等の伝達系統

1 町は、県から伝達された情報については、夜間・休日においても、防災担当職員へ確実に伝達できる体制を確保する。また、伝達内容は災害の大きさ、緊急度についてそれぞれ判断するものとする。

(1) 下記の注意報・警報等の発表及び解除に関すること。

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、暴風警報、波浪警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、大雪警報、各種特別警報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報

※ このほか状況に応じ、強風注意報、乾燥注意報、大雪注意報、風雪注意報、雷注意報、大雨情報、台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

(2) 町災害対策本部等の設置及び廃止状況の把握に関すること。

(3) 町に対する災害警戒体制の強化指示に関すること。

(4) 町の被害状況把握に関すること。

(5) 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること。

(6) その他防災上必要と認められること。

2 庁内各課に対しては庁内放送等をもって伝達する。

3 町から住民への伝達方法

(1) 直接的な方法

ア 町防災行政無線システム（同報系）による放送

イ 広報車の利用

ウ 警鐘の利用

エ 電話・口頭による戸別通知

オ 福岡県「防災メール・まもるくん」、町ホームページ、SNS等の活用

カ 緊急エリアメールの活用

【資料編】1-7 防災ハザードマップ(P8)

(2) 間接的な方法

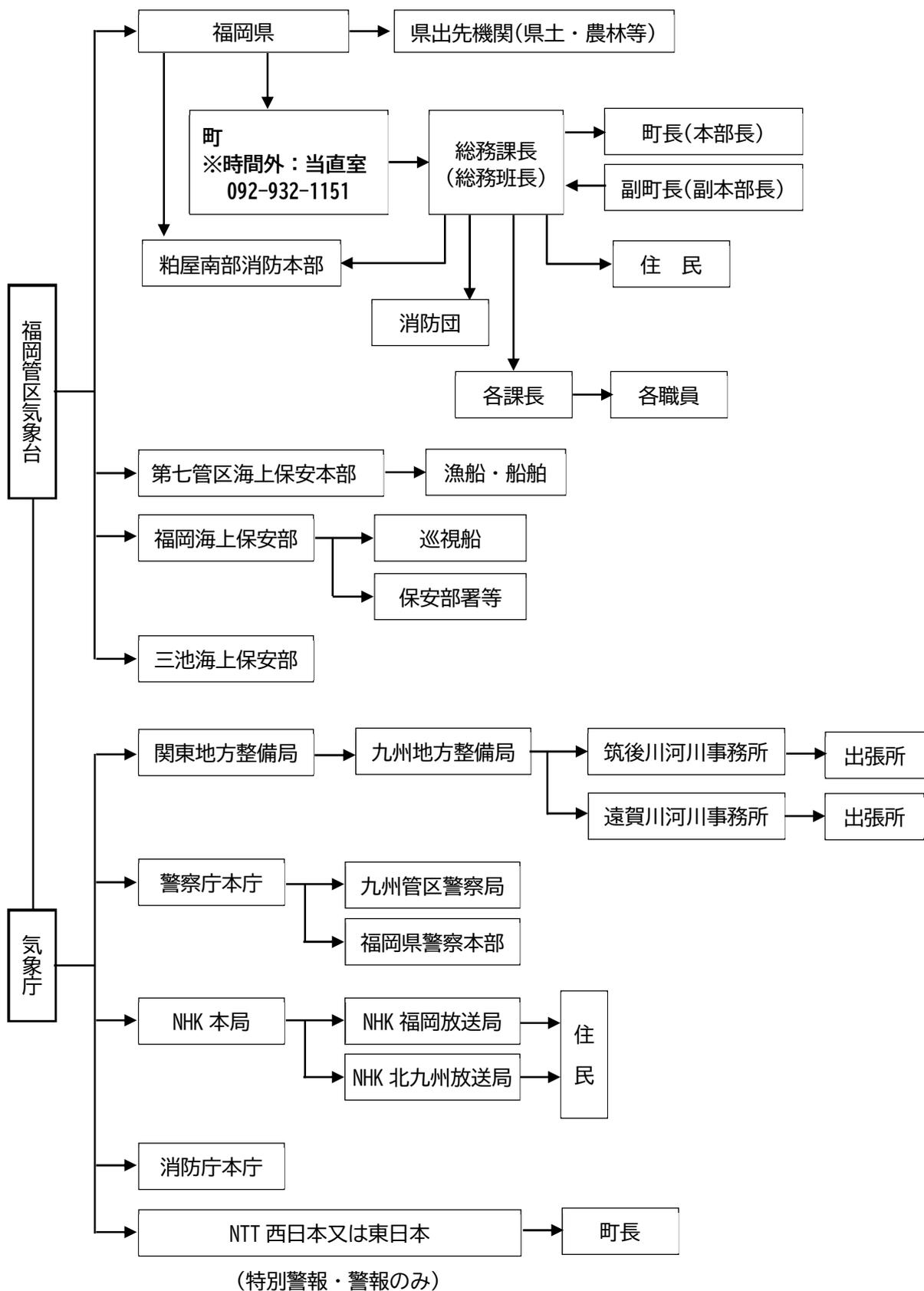
ア 区長会・自主防災組織等への電話連絡網等による通知

イ 消防本部及び消防団を通じての通知

(3) 事態が緊急を要する場合の方法

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うこと、若しくはインターネットポータルサイト・サーバ運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。なお、この場合の手続については、事業者と事前協議により定める。

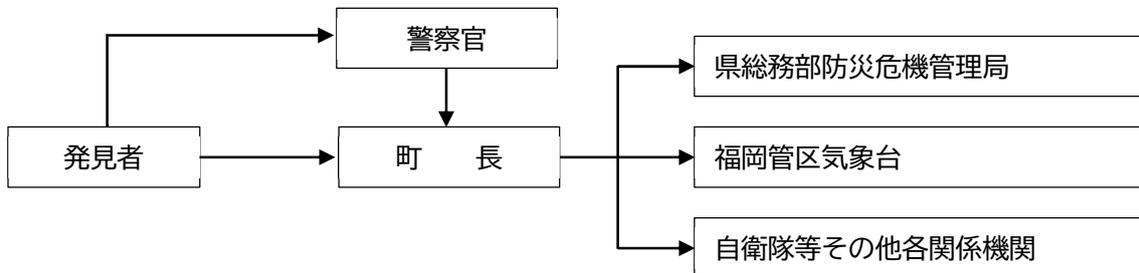
4 防災気象情報等伝達系統図



5 異常現象発生時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、遅滞なくその旨を町長又は警察官等に通報しなければならない。通報を受けた町長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局及びその他各関係機関に通報する。

■通報の流れ



■通報を要する異常現象の種類

気象に関する事項	気象情報…大雨、竜巻、強い降ひょう等 地面現象…地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	水位の上昇、河川構造物の水もれ、亀裂等

■異常気象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号 (092-)	備考
福岡管区気象台	725-3600	気象及び水象に関する事項
	725-3609	地震に関する事項 (官庁執務時間)
	725-3606	地震に関する事項 (夜間・休日)
福岡県防災危機管理局	641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	641-4141	内線：5722 5723 (警備課) FAX：5729 (夜間 5505)

第3 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の内容

県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報を関係機関に通知するとともに、避難情報の発令対象区域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報の提供に努める。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。土砂災害警戒情報は警戒レベル4に相当する情報である。

【資料編】1-5 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧(P4)

2 発表対象地域

柳川市、筑後市、大川市、大木町、大刀洗町を除く福岡県内全市町村

3 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

4 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

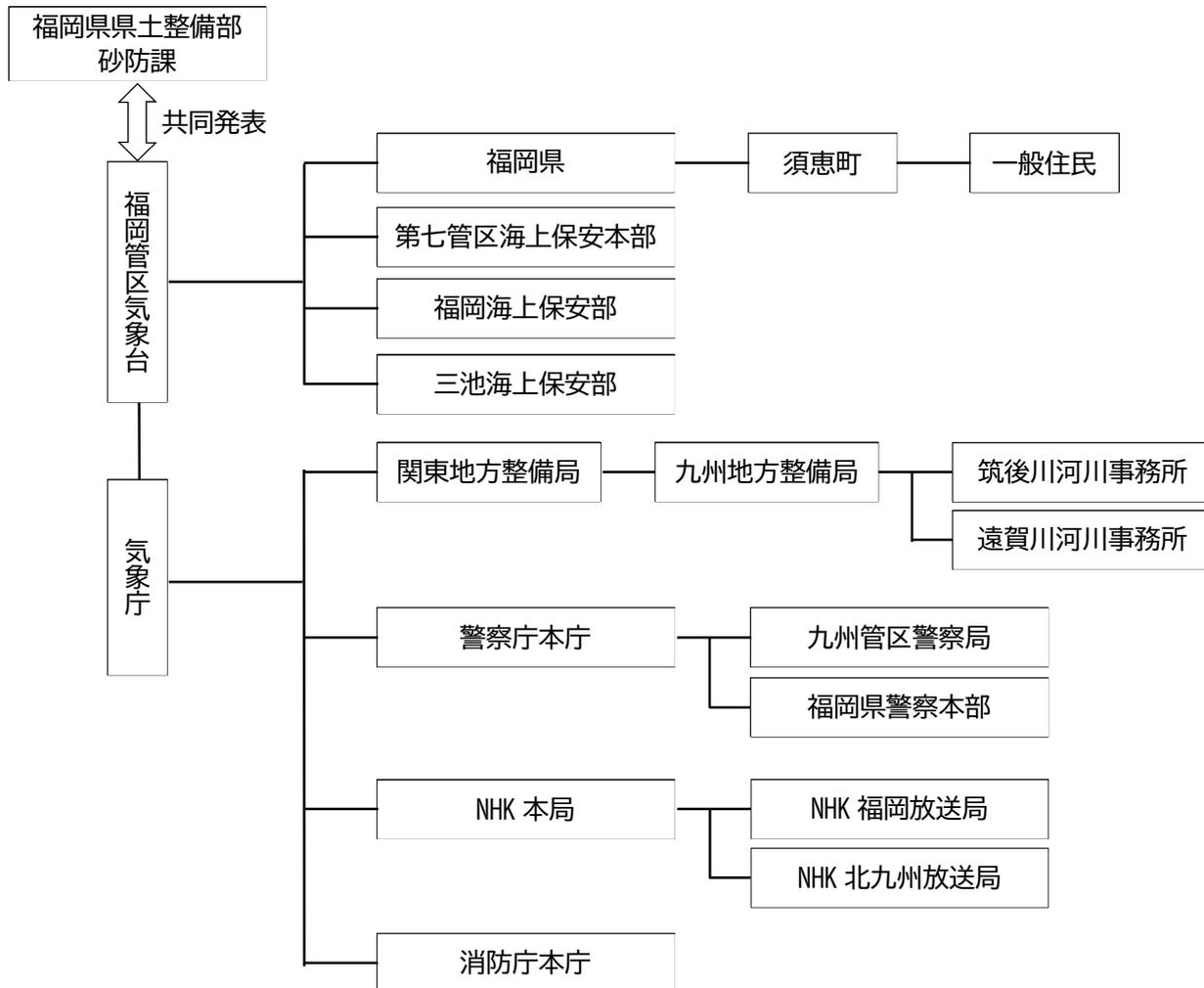
土砂災害に対する避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断基準にする。しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

5 発表・解除の基準

項目	基準
発表基準	大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県県土整備部と福岡管区気象台は基準の取扱いについて協議し、土砂災害警戒情報を発表する。
解除基準	警戒解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、福岡県県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除する。
暫定基準	地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県県土整備部と福岡管区気象台は、福岡県土砂災害警戒情報に関する実施要領に示す「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の考え方について」に基づき、基準を取り扱う。

6 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



7 土砂災害警戒情報文

警戒を要する 場合の情報	<p><概況></p> <p>降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。</p> <p><とるべき措置></p> <p>避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難情報に注意してください。</p>
解除に相当 する情報	<p><全警戒解除></p> <p>大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生するおそれは少なくなりましたが、引き続き局地的な土砂災害が発生する場合がありますので、十分注意してください。</p>

第4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する土砂災害関連情報の伝達

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）第8条2の規定により、町内の土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、町は、土砂災害警戒情報等の土砂災害に関する情報の伝達等を行う。

【資料編】1-23 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧表(P31)

1 伝達方法など

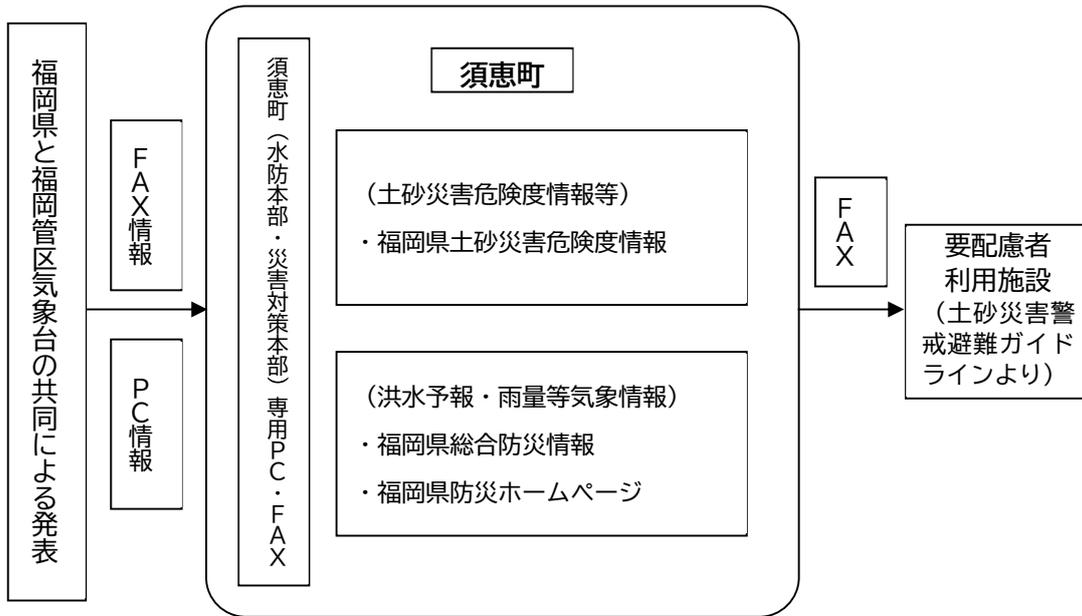
(1) 伝達方法

町の水防本部又は災害対策本部から FAX

(2) 伝達時期

町の水防本部又は災害対策本部が、県と福岡管区气象台から土砂災害警戒情報を受信したとき。

2 伝達方法の概念



3 避難計画の策定等

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、本計画に定める土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難情報の伝達方法を活用し、施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定する必要がある。
- (2) 町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。

第2節 被害情報等収集伝達計画

【関連部署】 総務班、産業土木班

町及び防災関係機関は、相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な発動応急対策を実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行うよう努める。

また、町災害対策本部及び県並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し、次の事項について、積極的に連携して情報の収集伝達強化を図ることとする。

第1 災害情報の収集

本町は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、消防団や区長会、自主防災組織及び住民等からの情報を得て、被害状況の早期把握及び円滑な災害応急活動の実施に努めるとともに、速やかに関係機関に伝達を行うこととする。

1 情報総括責任者

町及び関係機関は、災害情報の責任者等を選定し、迅速かつ正確な災害情報の収集・統括・報告体制の整備に努める。

2 災害情報の把握

町及び県は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

また、町において通信手段の途絶等が発生し、県への被害情報等の報告が十分に行える状況にない場合等にあつては、県の判断により、県災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員が町に派遣され、応急的な通信及び情報の収集を行う。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段が尽くされる。

町、国、県及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧と併せて、県に連絡する。また、町及び県は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の把握に努める。

■収集すべき情報の項目

- | | | |
|----------------------------|-----------------------|------------------------|
| 1. 人的被害※ | 2. 建物被害 | 3. 避難情報の発令状況、警戒区域の指定状況 |
| 4. 避難の状況 | 5. 防災関係機関の防災体制（配備体制等） | |
| 6. 防災関係機関の対策の実施状況 | 7. 交通機関の運行・道路の状況 | |
| 8. ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営状況 | 9. 県への要求事項 | |

※行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

【資料編】4-1 様式第1号(災害概況即報) (P68)、4-2 様式第2号の1(被害状況報告 即報・確定) (P69)

3 災害関係情報収集用カメラや警察の交通監視用テレビの活用

- (1) 道路管理用カメラと警察の交通監視用テレビとのネットワーク等、既存のネットワークを活用しながら災害情報の収集に努める。
- (2) 福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとを連携し、そのネットワークを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。

4 国への報告等

町は、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、町から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行うものとする。

5 情報の収集・伝達の要領

(1) 情報項目

各班は、次の点に留意し、的確な収集伝達に努める。

■情報収集伝達に関する留意点

1. 情報項目		
ア. 災害の原因	イ. 災害が発生した日時・場所又は地域	ウ. 被害の状況
エ. とらわれている対策	オ. 今後の見込み及び必要とする救助の種類	
2. 各班は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署及び粕屋南部消防本部等の防災関係機関と密接な連携を図るよう努める。		
3. 被害の程度の調査に当たっては、内部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整するよう努める。		
4. 災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、罹災人員についても、平均世帯により計算し即報する。		
5. 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。		

(2) 被害の調査

各班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各班及び調査対象は、次のとおりである。なお、被害調査は、「被害状況判定基準」による。

■各調査の担当及び対象

担当班名	担当課	調査対象
社会福祉班	福祉課、健康増進課、住民課	医療施設被害、福祉施設被害住家被害、人的被害
産業土木班	都市整備課、地域振興課、まちづくり課、ふるさと応援課	農作物、農業用施設被害、林業施設被害、商業施設被害河川、道路、橋梁被害、がけ崩れ、公園施設被害、住家被害
上下水道班	上下水道課	上下水道施設被害
衛生班	地域振興課	廃棄物処理施設被害

第1編 災害応急対策計画
第1章 活動体制の確立

担当班名	担当課	調査対象
総務班	総務課	危険物施設被害
教育班	社会教育課、学校教育課、子育て支援課	教育施設被害、社会教育施設被害

(3) 被害調査の提出

各班は、調査した結果をまとめ、本部に提出する。

6 被害情報等の共有

被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、町は風水害の規模や被害の程度に応じ、国、県、及び防災関係機関等と連携し、迅速な情報の収集・連絡に努める。

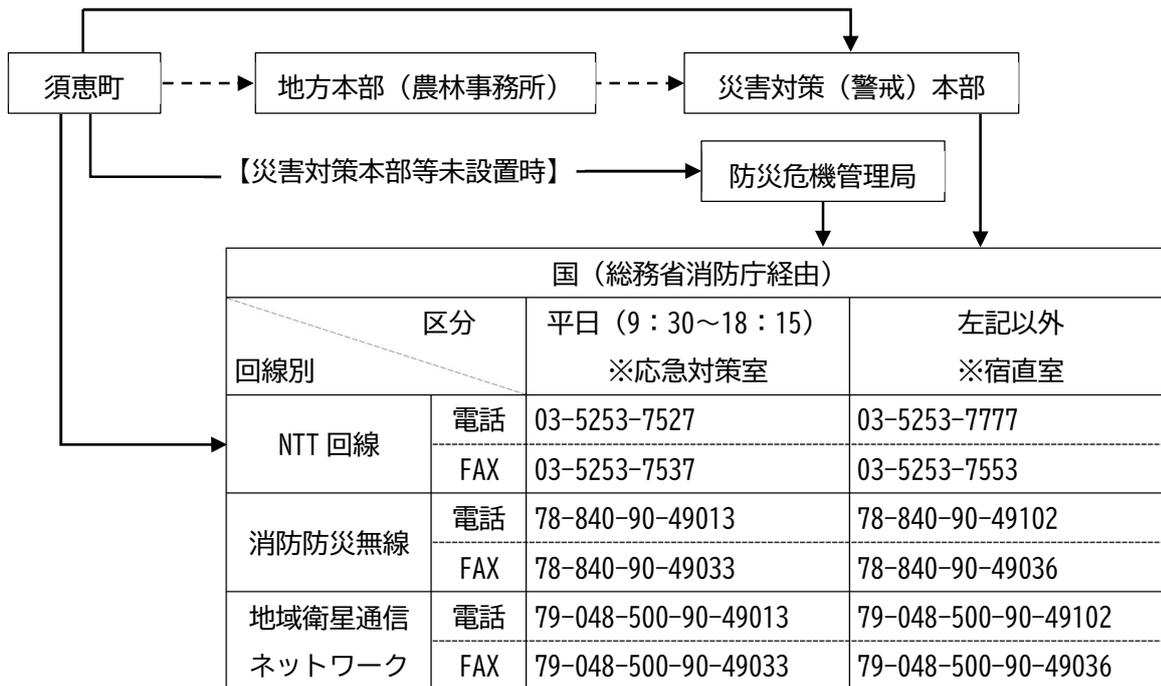
この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め、多くの情報を効果的な通信手段、機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

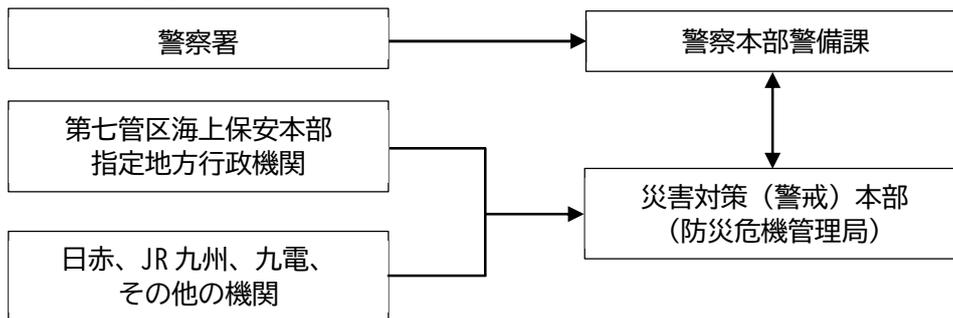
町、国、県及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、防災関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密な連絡、関係機関との連絡調整のための職員の相互派遣、災害対策本部長の求めに応じた情報の提供、意見の表明などにより、情報共有を図るよう努める。

町、国、県及び防災関係機関等は、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。

2 町から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図



3 市町村以外の機関からの被害状況連絡系統図



第3 被害状況の報告基準、方法等

被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところによる。

【資料編】2-3 福岡県災害調査報告実施要綱(P37)

1 報告内容

■報告要領

区分	責任者	様式	摘要
1. 災害概況 及び被害状況 即報（即報）	町長 総務班長	第1号	災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を県防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。 以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。 前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、定
		第2号	

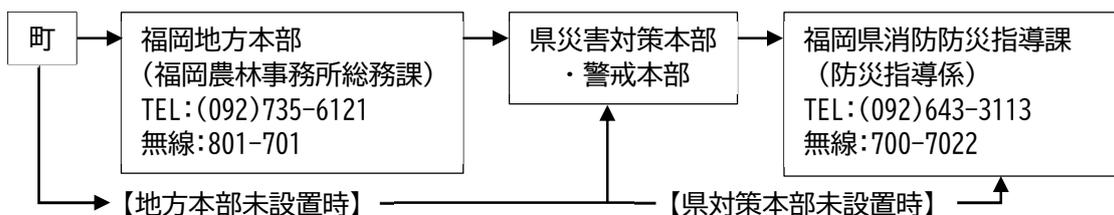
区分	責任者	様式	摘要
			められた時間（10時、15時）までに報告するものとする。 なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。
2. 災害概況 詳報（詳報）	町長 総務班長	第2号 第3号	被害状況を集計した数値結果について、災害発生日より5日以内に様式第2号又は第3号にて報告する。
3. 被害状況 確定報告 （確定報告）	町長 総務班長 各部門別 担当班長	第2号 第3号 各部門 別様式	応急対策を終了したとき、又は町災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を実施要綱第5項に準じて提出しなければならない。 確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

※ 各様式とも2部作成し提出するものとする。

2 報告先（県への被害状況報告系統）

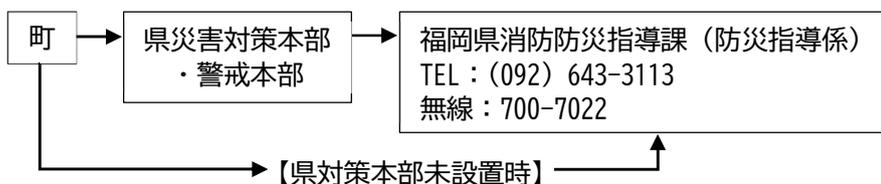
(1) 災害概況及び被害状況即報

様式第1号・様式第2号の1



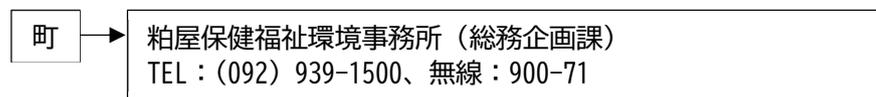
(2) 被害状況確定報告

様式第2号の1



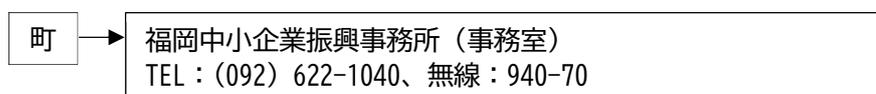
(3) 保健福祉環境関係被害即報・詳報・確定報告

様式第2号の2、3・様式第3号の1



(4) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

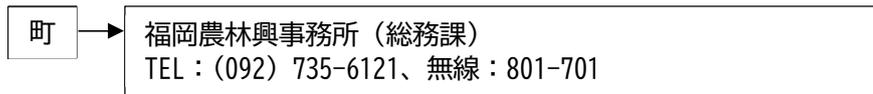
様式第2号の4・様式第3号の2



第1編 災害応急対策計画
第1章 活動体制の確立

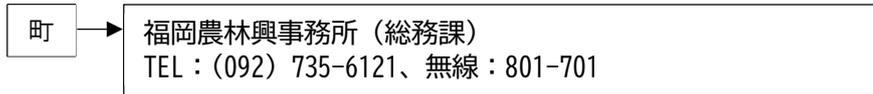
(5) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

様式第2号の5・様式第3号の3～15



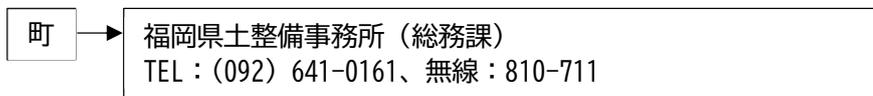
(6) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

様式第2号の6～10



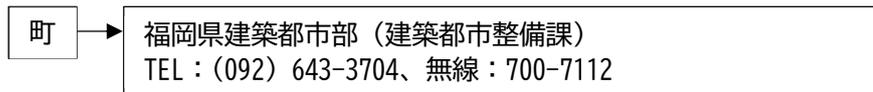
(7) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

様式第2号の13・様式第3号の16



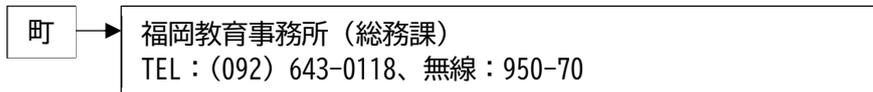
(8) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

様式第2号の14、15・様式第3号の17



(9) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

様式第2号の16・様式第3号の17



【資料編】4-1 様式第1号(災害概況即報) (P68)～4-34 様式第3号の17(建築物被害状況 詳報・確定報告) (P101)

第4 通信計画

1 災害発生直後の対応

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための情報通信手段を確保及び機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに現場に配置するよう努める。

また、各通信機器等を所管する総務省等に直ちに連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 災害時における通信連絡

(1) 通信施設の活用

災害時には、次の通信施設を活用する。総務班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・各関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	有線放送	災害対策本部～各地区
無線	県防災行政無線	災害対策本部～県・隣接市町村・各関係機関
	消防長消防防災無線	災害対策本部～総務省消防庁・他県
	防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場・避難所・各関係機関
	防災行政無線（同報系）	災害対策本部～各無線設置場所
口頭	伝令	災害対策本部～各部・町内各関係機関

(2) 窓口の統一

総務班は、各関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

【資料編】5-3 防災関係機関通信窓口(P105)

(3) 通信機器の借受

町は、有線回線の輻輳（ふくそう）や停電等のため有線通信が使用できない場合、電気通信事業者等や九州総合通信局から通信機器（携帯電話・衛星通信・MCA 無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に活用する。

(4) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

■消防通信連絡系統表（防災行政無線・加入電話利用）

消防庁	消防防災無線	福岡県防災危機管理局	防災行政無線・加入電話	福岡市消防局	131-70	(092)725-6595
				東消防署		(092)641-1307
				博多 //		(092)475-0119
				中央 //		(092)524-1501
				南 //		(092)541-0219
				城南 //		(092)863-8119
				早良 //		(092)821-0245
				西 //		(092)806-0642
				北九州市消防局		100-111
				門司消防署	(093)381-1361	
				小倉南 //	(093)951-4373	
				小倉北 //	(093)921-4831	
				八幡東 //	(093)671-4831	
				八幡西 //	(093)642-4001	
				戸畑 //	(093)871-2621	
				若松 //	(093)761-4031	
				久留米広域消防本部	658-70	(0942)38-5151
				大牟田市消防本部	661-70	(0944)53-3521
				飯塚地区消防本部	668-70	(0948)22-7600
				直方市消防本部	667-70	(0949)25-2300
				田川地区消防本部	669-70	(0947)44-0650
				直方鞍手広域圏消防本部	670-70	(0949)32-1130
				大川市消防本部	665-70	(0944)88-1145
				柳川市消防本部	662-70	(0944)74-0119
				八女消防本部	663-70	(0943)24-0119
				筑後市消防本部	664-70	(0942)52-2020
				甘木・朝倉消防本部	659-70	(0946)22-0119
行橋市消防本部	671-70	(0930)25-2323				
中間市消防本部	656-70	(093)245-0901				
京築広域圏消防本部	672-70	(0979)82-0119				
苅田町消防本部	673-70	(093)434-0119				
遠賀郡消防本部	657-70	(093)293-1231				
筑紫野大宰府消防本部	650-70	(092)924-5034				
春日・大野城・那珂川消防本部	651-70	(092)584-1191				
糸島市消防本部	653-70	(092)322-4222				
みやま市消防本部	666-70	(0944)62-5125				
粕屋南部消防本部	654-70	(092)935-5111				
宗像地区消防本部	652-70	(0940)36-2425				
粕屋北部消防本部	655-70	(092)944-0131				

3 非常災害時における通信料の免除扱い

NTT回線を経由する場合は、次のものが料金免除の対象となる場合がある。

- (1) 天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助及び救援に直接に関係がある機関に対して発するもの。
- (2) 災害に際し、NTTが指定する地域及び期間において罹災者が発言する罹災状況の通報又は救助を求めることを内容とする電報であって、NTTが定める条件に適合するもの。

4 災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法（昭和43年11月7日決定）

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項	適要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振ること。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

事項	信号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける）

(3) 航空機から地上に対する信号要領

事項	信号	信号の内容
投下	急降下	物資又は信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向い直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行なう。

- (4) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径7m以上のHを図示し、風向を吹流し、又はT字形（風向→┆）で明確に示すものとする。

第3節 広報・広聴計画

【関連部署】 総務班、社会福祉班、産業土木班

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報及び被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資する。また、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備に努める。

なお、広報活動に当たっては、要配慮者に配慮した広報の実施に努める。

第1 災害広報の実施

町は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに被災住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。

なお、避難情報等を被災者等へ伝達できるよう、町の防災行政無線システムを活用するとともに、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

■広報の内容

1. 災害に関する注意報・警報・特別警報及び指示等に関する事
2. 地震に関する情報等に関する事
3. 避難情報に関する事
4. 災害時における住民の心がまえに関する事
5. 自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事
6. 災害応急対策実施の状況に関する事
7. 電気・ガス・水道・燃料等の供給に関する事
8. 安否情報に関する事
9. 指定避難所の設置に関する事
10. 応急仮設住宅の供与に関する事
11. 炊き出しその他による食品の供与に関する事
12. 飲料水の供給に関する事
13. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事
14. 災害応急復旧の見通しに関する事
15. 物価の安定等に関する事
16. その他

第2 広報の実施方法

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに行う。

町及び防災関係機関は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。なお、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるもの。

■広報の実施方法

1. 広報車による現場広報
2. 現場による指示
3. 報道機関（新聞、テレビ、ラジオ）による広域広報
4. インターネットのホームページや携帯電話等による情報提供
5. 防災行政無線（同報系）による地域広報
6. 区長・自主防災組織等における個別広報
7. 避難所・避難地等における派遣広報及び掲示板への貼紙
8. 広報紙の掲示・配布等における広報

第3 災害時の放送要請

1 災害時における放送要請

知事は、状況により放送局を利用することが適切と認めるときは、RKB 毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社 CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社の各放送局に対して、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請する。

町長は、放送局を利用することが適切であると判断したときには、県を通じて放送要請を行うことが出来る。

【資料編】2-4 災害に関する対策のための放送要請に関する協定(P42)

■災害時における放送要請の内容

要請内容	<ol style="list-style-type: none">1. 知事は、次に掲げる事項を明らかにして要請する<ol style="list-style-type: none">ア. 放送要請の理由イ. 放送事項ウ. 放送希望日時エ. その他必要な事項2. 要請は原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭による。3. 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、県及び各放送局にそれぞれ連絡責任者を定める。4. 放送による高い広報効果を得るため、知事を含む県の幹部、又は広報責任者が直接、テレビ、ラジオ等で広報することも考慮する。5. 町は、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむをえない場合を除き、県を通じて行う。6. 各放送局は、知事から放送要請を受けたときは、遅滞なく協定に基づき放送を行う。
------	---

2 緊急警報放送の要請

町長は、災害情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して、災害対策基本法第 57 条に基づき、無線局運用規則第 138 条の 2 に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を依頼する。

【資料編】2-5 緊急警報放送に関する確認(P43)

第1編 災害応急対策計画
第1章 活動体制の確立

■緊急警報放送要請の内容

要請権者	町長、県知事
要請先	NHK 福岡放送局
要請理由	災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。 1. 事態が切迫し、緊急安全確保、避難指示や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。 2. 通常の町防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。
要請手続	1. 要請は、別紙様式による。 2. 原則として県を窓口とする。ただし緊急やむを得ない事情があるときは、町から直接要請もできる。

■須恵町から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内		勤務時間外	
1. 県防災行政無線電話（発信番号 78-）		1. 県防災行政無線電話（発信番号 78-）	
防災企画係※	700-7022	宿直室※	700-7027
消防係	700-7022	防災危機管理局事務室、 宿直室応答可	700-7020～7025
災害対策本部設置時のみ	700-7500	災害対策本部設置時のみ	700-7500
2. 一般加入電話（092-）		2. 一般加入電話（092-）	
防災企画係※	641-4734 643-3112	宿直室切替※	641-4734
災害対策本部設置時のみ	643-3986	災害対策本部設置時のみ	643-3986

注1）一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。

注2）※印の電話を優先使用する。

■須恵町、県から NHK 福岡放送局への要請

種別	番号
1. 一般加入ファックス（092-） （ただし、この場合も別途電話連絡すること。）	781-4270、771-8579
2. 県防災行政無線電話（発信番号 78-）	982-70
3. 一般加入電話（092-）	741-7557、741-4029

【資料編】2-6 放送要請について（様式）（P44）

第4 町民等からの問い合わせへの対応及び相談活動

1 相談窓口の設置

社会福祉班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、町役場内に相談窓口を設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各班の担当者を置く。

2 被災者相談

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。なお、町民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取した応急対策に反映させる。

■相談窓口の内容

設置場所	町役場及び地域活性化センター
相談窓口で扱う事項	1. 搜索依頼の受付け（社会福祉班） 2. 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（総務班） 3. 罹災証明書の発行（総務班） 4. 埋火葬許可書の発行（社会福祉班） 5. 仮設住宅の申し込み（社会福祉班） 6. 住宅の応急修理の申し込み（産業土木班） 7. 災害見舞金、義援金の受付け、払い出し（社会福祉班、総務班） 8. 生活資金等の相談等（社会福祉班）

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

【関連部署】 総務班

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを定める。

第1 災害派遣要請の基準

- 1 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第2 派遣の要請種類

1 要請による災害派遣（自衛隊法第83条第2項）

- (1) 天災地変その他の災害に際して、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合の知事等からの部隊等の派遣の要請に基づき、防衛大臣等が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣。
- (2) 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるときの(1)の要請を待たない部隊等の派遣。

2 近傍災害派遣（自衛隊法第83条第3項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣。

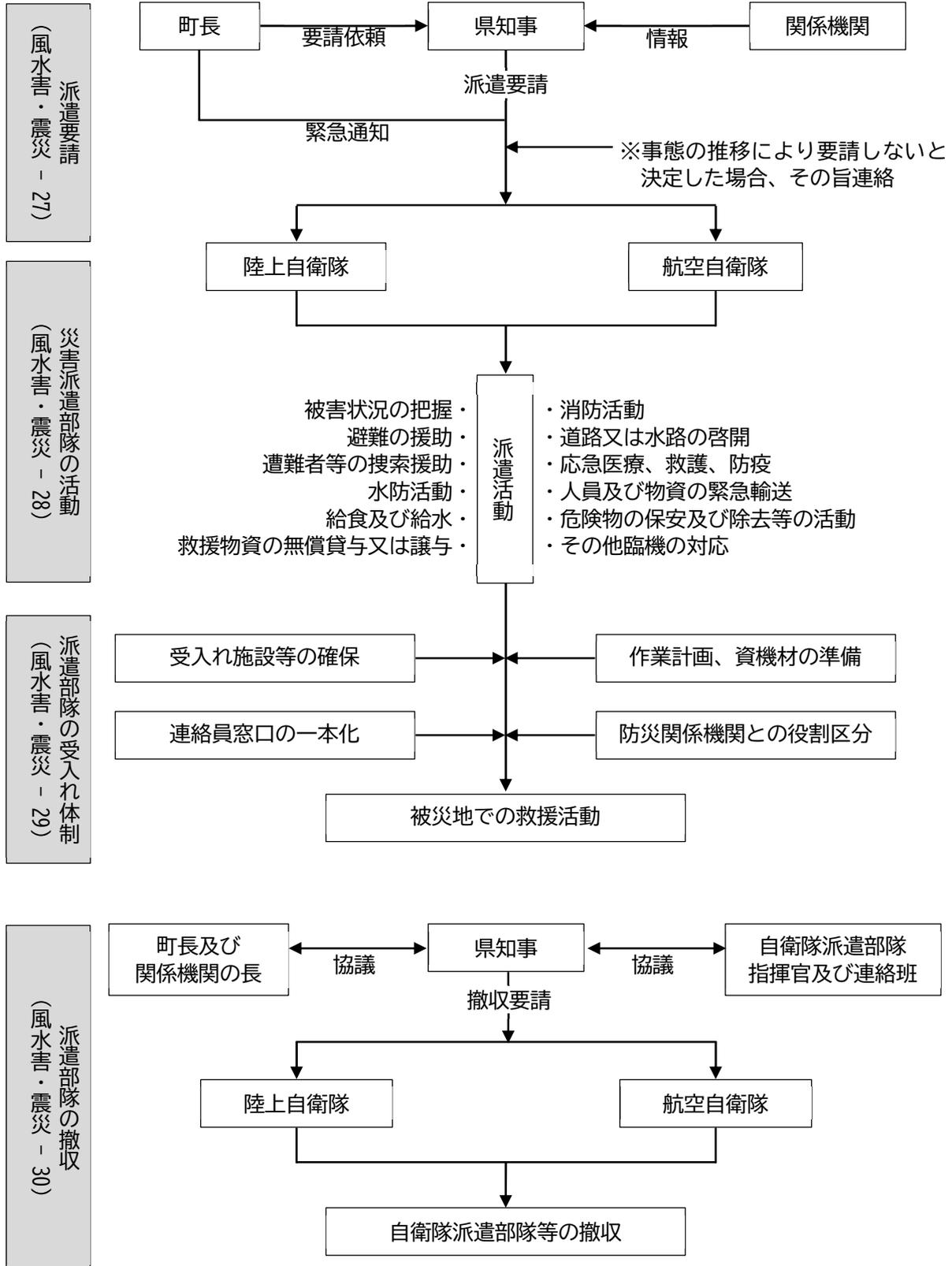
3 予防派遣（防衛庁訓令第28号第12条）

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が事態やむをえないと認めたときの部隊等の派遣。

第3 自衛隊の災害派遣計画

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣応援要請手続き、受入れ体制、活動等については、次のとおりとする。

■自衛隊の災害派遣フロー図



第4 派遣要請要領

1 町長等の知事への派遣要請依頼等

- (1) 本部長（町長）は、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼するものとする。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。
- (2) 本部長（町長）は、通信の途絶等により、知事に対して（1）の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができることとする。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。本部長（町長）は、前述の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならないこととする。

■災害派遣要請依頼手続き

提出(連絡先)	県（防災危機管理局）
連絡方法	電話又は口頭で行い、事後文書送付
要請事項	1. 災害の状況及び派遣を要請する事由 2. 派遣を希望する期間 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 4. その他参考となるべき事項

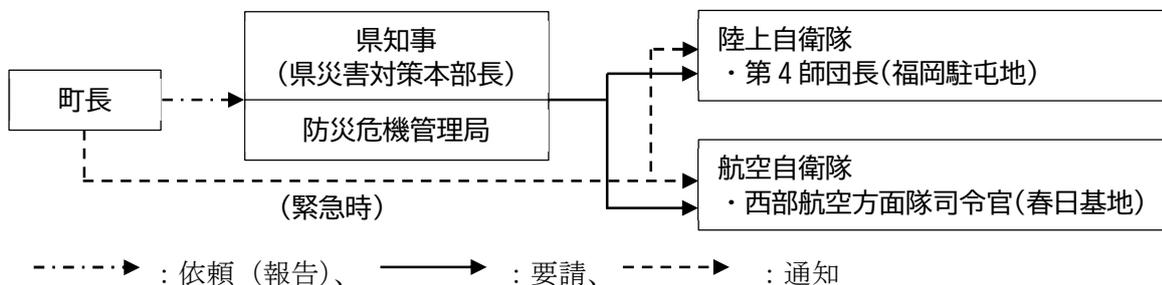
【資料編】2-7 自衛隊災害派遣要請依頼書(P45)

■災害派遣被要請部隊名

駐屯地等		所在地	電話番号（092-）	指定部隊の長
陸上	福岡駐屯地	春日市大和町	591-1020	第4師団長
航空	春日基地	春日市原町	581-4031	西部航空方面隊司令官

【資料編】2-9 災害派遣被要請部隊名(P46)

■災害派遣連絡系統図



---> : 依頼（報告）、 —> : 要請、 - - -> : 通知

【資料編】2-10 災害派遣要請系統図(P46)

2 知事等の派遣要請を受けるいとまがない場合の部隊派遣（自主派遣）

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救助が緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法83条の規定により部隊等を自主派遣することができることとなっている。

■自衛隊自主派遣の判断基準

1. 災害に際し、各関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
2. 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合
3. 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合
4. その他、上記に順じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合
(この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努め、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する)

第5 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

1 災害発生前の活動

派遣部隊は、災害発生前には次の活動を行う。

■災害発生前の派遣部隊の活動

連絡班及び 偵察班の派遣	<ol style="list-style-type: none"> 1. 連絡班 状況悪化に伴い災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。 2. 偵察班 災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。
出勤準備体制 への移行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 司令部の体制 災害の発生が予想される場合には、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。 2. 部隊の体制 部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資器材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

2 災害発生後の活動

派遣部隊は、災害発生後には次の活動を行う。

■災害発生後の派遣部隊の活動

要請範囲の依頼	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、また指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等により偵察を行う。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

要請範囲の依頼	活動内容
被災者等の捜索活動	死体、行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。
消火活動	利用可能な消防車その他の防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。 (消火薬剤は町が提供する。)
道路又は水路の応急啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。 ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。
人員及び物資の緊急運送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合には、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救護物資の緊急運送を実施する。この場合、航空機による運送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水の支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合においては必要と認めるときは、能力向上可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力向上可能なものについて、所要の措置をとる。

第6 派遣部隊の受入れ体制

1 受入れ体制

総務班は、派遣部隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画書を作成し、次の対応を行う。

■派遣部隊の受入れ体制

項目	内容
作業計画書の作成	1. 作業箇所及び作業内容 2. 作業箇所別必要人員及び必要機材 3. 作業箇所別優先順位 4. 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所 5. 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	町が指定した場所
交渉窓口	1. 総務班に連絡窓口を一本化する。 2. 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

2 臨時ヘリポートの設置

共通編「第3編 第3章 第2節 第4 災害用臨時ヘリポートの整備」(P103)を参照。

3 経費の負担区分

派遣部隊の救護活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

1. 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
2. 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
3. 活動のため現地で調達した資器材の費用
4. その他の必要な経費については事前に協議しておくものとする。

第7 派遣部隊等の撤収要請

本部長（町長）は、災害派遣の目的が達成された時、又はその必要がなくなったときは、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

■撤収要請

1. 町長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に自衛隊の撤収を要請する。
2. 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、指定部隊等の長に自衛隊の撤収を要請する。
3. 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

【資料編】2-8 自衛隊災害派遣撤収依頼書(P45)

第5節 応援要請計画

【関連部署】 総務班

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、県、指定地方行政機関及び他の市町村等と相互応援等の協力体制を確立し、災害対策活動を迅速、的確に実施できるよう努める。

第1 応援要請

1 県内市町村への応援要請

町長は、町域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(1) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請

被災した市町村長は、応急措置を実施するため必要があるときは上記協定に基づき、他の市町村に対し応援を求め、また複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

(2) 県への応援又は応援斡旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請

町長は、町域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の斡旋を要請する。

また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を求められた知事は、応援又は災害応急対策を実施しない正当な理由がある場合を除き、応援又は災害応急対策を実施する。また、知事は、国、他の都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請し、又は指示する。

2 消防機関

(1) 近隣との消防相互応援協定

本部長（町長）又は消防長は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき応援締結先の消防機関に応援を要請する。総務班は、これらの要請事務を行う。

■須恵町における消防相互応援協定

協定名	協定締結先	対象
福岡県消防相互応援協定	福岡県	すべての災害

(2) 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

本部長（町長）又は消防長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他市町村又は消防長に対し、代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。なお、航空応援が必要な場合は、県を通じて要請を行うが、同時に応援先の消防長にも連絡を行う。総務班は、これらの要請事務を行う。

■地域の区分

地域	区分	備考
福岡地域	福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野大宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域	第一要請地域
北九州地域	北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域	第二要請地域
筑豊地域	飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域	
筑後地域	久留米市、大牟田市、大川市、柳川市三橋町大和町消防厚生事務組合、筑後市、山地区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域	

■応援要請の種別

第一要請	現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

■応援要請の方法

町長又は消防長から他の市町村長等の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。
 応援要請を行った要請側の町長又は消防長は、県にその旨を通報する。

【資料編】1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

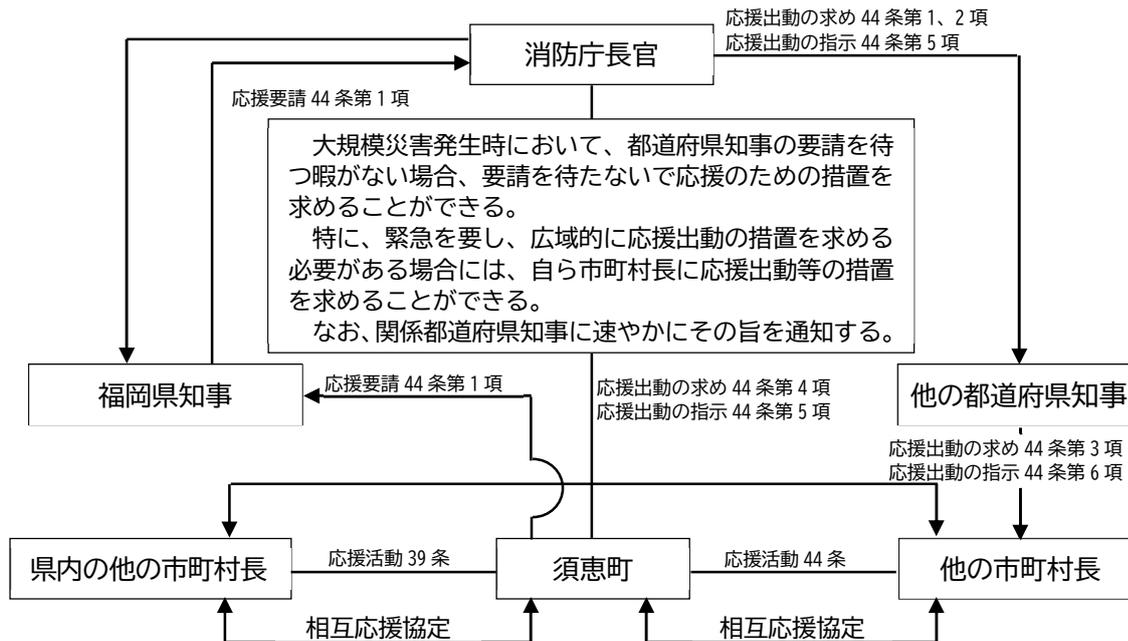
(3) 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、町長は、必要に応じ県知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めることができる。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待つ暇がない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請するものとする。

■大規模災害時における緊急の広域消防応援体制



第2 県への応援要請

本部長(町長)は、町域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う。総務班は、これらの要請事務を行う。

■県への応援要請手続き

要請先	県総務部防災危機管理局		
連絡方法	文書(緊急の場合は電話、無線で行う、事後文書送付)		
応援の要求	1. 災害の状況 3. 応援を希望する物資等の品名、数量 4. 応援を必要とする場所・活動内容	2. 応援を必要とする理由 5. その他必要な事項	災害対策基本法 第68条

第3 指定地方行政機関等への要請

本部長(町長)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは、特定公共機関(指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を感情して町域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの)の長に対し、職員の派遣を要請する。又はその派遣について県知事に対し斡旋を求める。総務班は、これらの要請事務を行う。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関(斡旋を求める場合は県)	
連絡方法	文書(緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付)	
職員派遣 ・斡旋要請	1. 派遣の要請・斡旋を求める理由 2. 職員の職種別人員数 3. 派遣を必要とする機関 4. 派遣される職員の給与その他勤務条件 5. その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 斡旋：災害対策基本法30条 地方自治法252条17

第4 応援隊の受入れ・活動支援

1 受入れ体制の準備

総務班は、応援隊の活動拠点施設、宿泊先、食料、資機材等の手配を行う。

2 現場への案内

総務班は、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

第5 指定地方行政機関等への要請

本部長（町長）は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。総務班は、これらの手続きを行う。

第6節 要員確保計画

【関連部署】 総務班

災害時において不足し、必要となった労務者等の雇上げについて定めるものとする。

第1 労働者の確保

総務班は、次の作業により災害対策のための労働力を確保する。

■労働力確保の手段

1. 災害対策実施機関の関係者等の動員
2. 隣保民間奉仕団(日赤奉仕団等)、ボランティアの協力動員
3. 公共職業安定所による労働者の斡旋
4. 各関係機関の応援派遣による技術者等の動員
5. 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

第2 公共職業安定所の労働者斡旋

総務班は、公共職業安定所（ハローワーク福岡中央、プラザ福岡等）に対し次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介斡旋を依頼する。

■公共職業安定所への要請事項

- | | | |
|-------------------------|-------------------|----------------|
| 1. 必要となる労働者の人数 | 2. 男女別内訳 | |
| 3. 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項 | 4. 労働契約の期間に関する事項 | |
| 5. 賃金の額に関する事項 | 6. 始業及び終業の時刻 | 7. 就業の場所に関する事項 |
| 8. 所定労働時間を超える労働の有無 | 9. 休憩時間及び休日に関する事項 | |
| 10. 社会保険、労働保険の適用に関する事項 | 11. 労働者の運送方法 | |
| 12. その他必要な事項 | | |

第7節 災害ボランティア受入れ・支援計画

【関連部署】 社会福祉班

大規模災害が発生したときには、町防災関係機関等の職員だけでは十分に対応しきれないことが予想される。このような場合、災害応急対策の的確な実施を図るため、災害ボランティアの参加・協力が不可欠である。

町は、社会福祉協議会等と連携し、速やかに現地災害ボランティア本部を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう、活動を支援、調整する。町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

第1 受入れ窓口等の設置

1 現地災害ボランティア本部、福岡県災害ボランティア本部の設置

町及び社会福祉協議会は、福岡県ボランティア連絡会及び県が設置する福岡県災害ボランティア本部の受入れ調整等の協力・支援を得ながら、現地災害ボランティア本部の設置に努める。

(1) 現地災害ボランティア本部（町、社会福祉協議会）

町及び社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 福岡県災害ボランティア本部（福岡県災害ボランティア連絡会、県）

福岡県災害ボランティア連絡会が中心となって設置し、町の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。なお、被災の規模により、必要に応じて、福岡県災害ボランティア本部から町の現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等を行う。

2 日本赤十字社福岡県支部、NPO、ボランティア団体等との連携

現地災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及び NPO、ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援する。

3 県及び市町村の支援

県は福岡県災害ボランティア本部、町は現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

■支援内容

1. 災害ボランティア本部の場所の提供	3. 資機材等の提供
2. 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成	7. その他必要な事項
4. 職員の派遣（県は町災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。）	
5. 被災状況についての情報提供	6. 片づけごみなどの収集運搬

第2 災害ボランティア団体の活動

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。なお、活動内容については、ボランティアの意見を尊重し決定するよう努める。

■ボランティアの活動分野

区分	活動内容
生活支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 被災者家屋等の清掃活動 避難所運営の補助 救援物資等の仕分け、輸送 被災者の話し相手・励まし 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去 その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	<ul style="list-style-type: none"> 救護所等での医療、看護 外国人のための通訳 高齢者、障がいのある人等への介護・支援 アマチュア無線等を利用した情報通信事務 公共土木施設の調査等 被災宅地の応急危険度判定 被災者へのメンタルヘルスケア その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 ボランティアの受入れ

1 ボランティアへの協力要請

社会福祉班は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。また、ボランティアのニーズに関する情報を報道機関やホームページ等を通じて公表する。社会福祉班は、次の団体等にボランティアの参加、協力を要請する。

■参加・協力を要請するボランティア団体

1. 赤十字奉仕団	2. 自治委員	3. 女性の会連絡協議会
4. 大学生等の学生・生徒	5. 教職員	6. 災害救助活動に必要な専門技能を有する物
7. その他各種ボランティア団体		

2 活動拠点の設置

社会福祉班は、社会福祉協議会、地域活性化センター、民間機関、ボランティア団体と協力して、ボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点を組織し、公共施設をその利用に提供する。地域活性化センターは、ボランティアの受付け、登録、ボランティア活動のコーディネーターと各関係機関との連絡調整などを行う。

■地域活性化センター

設置場所	公共施設
準備事項	○活動場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控え室） ○資機材（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）

3 ボランティアへの対応

(1) ボランティア保険への加入

社会福祉班は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアをボランティア保険に加入するように手続きを行う。

(2) ボランティアの活動養成

社会福祉班は、地域活性化センター、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等に対し、ボランティアを必要としている活動へ振り分けるよう要請する。社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターとともにボランティアを各活動に配置する。各班は、各活動地点においてボランティアの対応を行う。

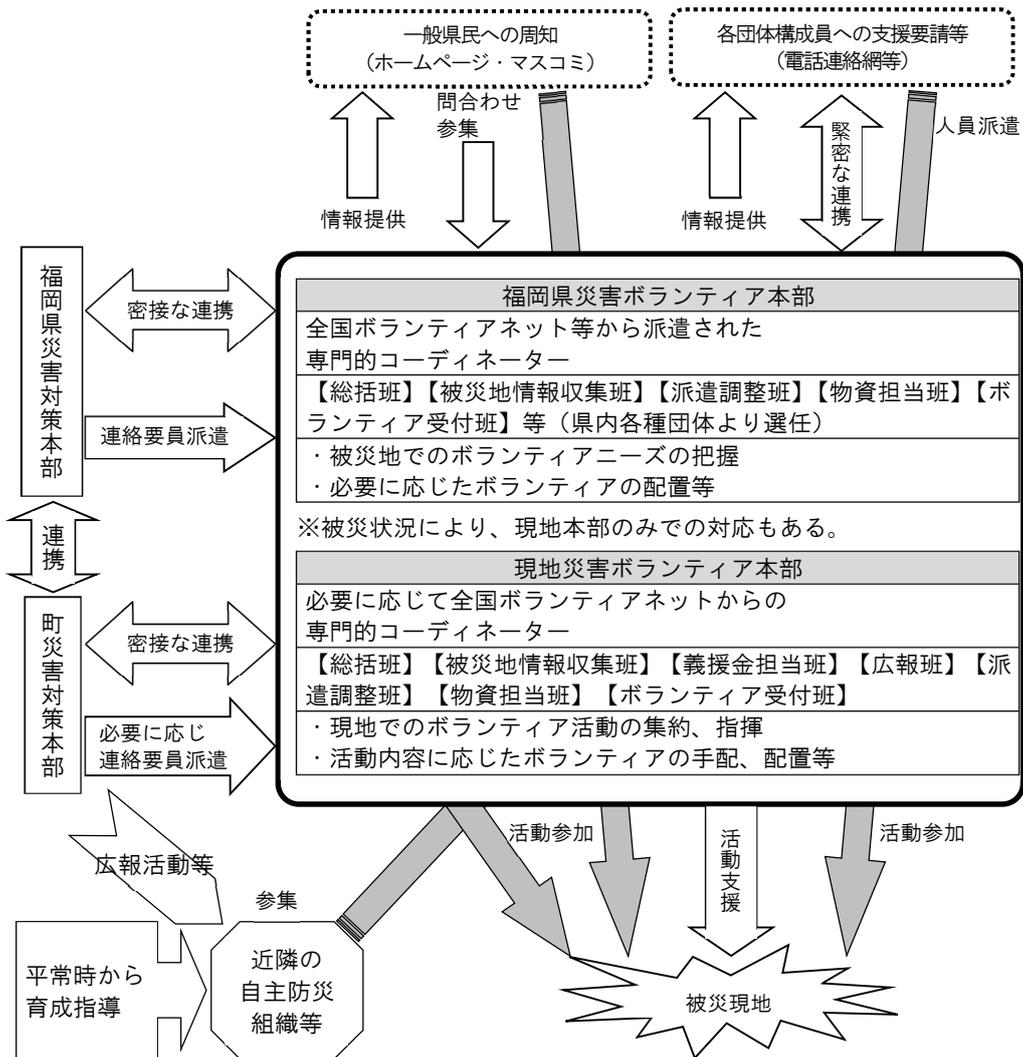
(3) ボランティア活動への支援

社会福祉班は、総務班と連携し、ボランティアの活動に必要な情報を地域活性化センター及びその他のボランティア組織へ提供するとともに、これらの組織と災害対策本部との連絡調整にあたる。また、社会福祉班は、ボランティアの飲料水、食料、物資等の必要性をまとめ、会計班に要請する。また、必要に応じてボランティアに宿泊場所等を確保し提供する。

第4 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携

- 1 県災害対策本部は、福岡県災害ボランティア本部及び市町村災害対策本部、現地災害ボランティア本部と連携し、被災地のニーズの把握等を行う。
- 2 町災害対策本部は現地災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部及び福岡県災害ボランティア本部へ情報を提供するなど連携に努める。
- 3 町及び現地災害ボランティアセンターは、福岡県 NPO・ボランティアセンターに対して災害情報の提供等を行うとともに、インターネット等を通じて、ボランティアに関する情報の発信、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて災害時のみならず復旧時においても情報配信等の支援に努める。

■災害ボランティア活動に係る連携図



第8節 災害救助法適用計画

【関連部署】 総務班

災害救助法は、災害に際して、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより可能な限り速やかに所定の手続を行う必要がある。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

知事は、災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合には、町、その他関係機関及び町民等の協力の下に災害救助法による救助を実施する。

【資料編】 2-11 災害救助法（抜粋）（P47）、2-12 災害救助法施行令（抜粋）（P48）

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用基準	該当条項
1. 町内の住家が滅失した世帯の数	町内の滅失世帯 50 以上	第1項1号
2. 県内の住家が滅失した世帯の数かつ 町内の住家が滅失した世帯の数	県内の滅失世帯 2,500 以上 かつ町内の滅失世帯 25 以上	第1項2号
3. 県内の住家が滅失した世帯の数かつ 町内の住家が滅失した世帯の数	滅失世帯が県内 12,000 以上かつ町内の滅失世帯 25 に達しないが多数	第1項3号
4. 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難とする省令で定める特別の事情があり、町内の住家が多数滅失した場合	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合(※1)	第1項3号
5. 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、省令の基準に該当する場合	災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合(※2)被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合(※3)	第1項4号

※1) 該当事例：①被害地域が他の市町村から隔離又は孤立している等のため、生活必需品の補給がきわめて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合、②有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

※2) 該当事例：①火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合②船舶の沈没あるいは交通事故等により多数の者が死傷した場合

※3) 該当事例：①交通路等の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合、②火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

2 被害状況の判断基準

本町における被害程度の判断は、被害認定基準によって行うものとする。

第2 減失世帯の算定基準

1 減失世帯の算定

住家が減失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■減失世帯の算定方法

	住家被害状況	算定根拠
減失住家 1世帯	全壊(全焼・流出)	1世帯
	半壊(半焼)	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	3世帯

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊・焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のも。
中規模半壊	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められたもので、具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満のも。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のも。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。

第1編 災害応急対策計画
第1章 活動体制の確立

被害の区分	認定の基準
床上浸水	上記に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

第3 災害救助法の適用要請と運用

1 災害救助法の適用要請

町域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

■災害救助法の申請事項

1. 災害発生の日時及び場所	2. 災害の原因及び被害の状況
3. 適用を要請する理由	4. 適用を必要とする機関
5. 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置	6. その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が窮迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、町長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び機関については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

【資料編】2-13 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令(抜粋)(P49)

第4 救助の実施者及び救助の内容等

1 救助の実施等

災害救助法の適用後の救助業務の実施者は、次のとおりである。

■救助の種類及び救助の実施者

救助の種類	実施者
避難所の設置及び収容	町長に委任される
応急仮設住宅の設置	知事（委任を受けた場合は町長）
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	町長に委任される
被服、寝具等その他生活必需品の供与又は貸与	町長に委任される
医療及び助産	町長に委任される
災害にかかった者の救出	町長に委任される
災害にかかった住宅の応急修理	町長に委任される
生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与	知事（委任を受けた場合は町長）
学用品の供与	町長に委任される
埋火葬	町長に委任される
遺体の搜索及び処理	町長に委任される
障害の除去	町長に委任される

2 救助の内容

救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と厚生労働大臣の協議により延長を行うことがある。

【資料編】2-14 福岡県災害救助法施行細則(P50)

第2章 災害応急対策活動

項目	関連部署	ページ
第1節 避難計画	総務班、教育班、社会福祉班	45
第2節 要援護者（避難行動要支援者）支援計画	社会福祉班、教育班	62
第3節 消防計画	総務班、消防団、粕屋南部消防本部	64
第4節 救出計画	衛生班、総務班、 消防団、粕屋警察署	66
第5節 医療救護計画	衛生班、社会福祉班	68
第6節 安否情報の提供計画	総務班、衛生班、粕屋警察署	74
第7節 遺体捜索及び収容火葬計画	総務班、社会福祉班、消防団、 粕屋南部消防本部、粕屋警察署	75
第8節 土砂災害応急対策計画	総務班、産業土木班	79
第9節 二次災害防止計画	総務班、衛生班、産業土木班	80
第10節 公安警備計画	総務班、消防団、粕屋警察署	83
第11節 緊急輸送計画	総務班、産業土木班	84
第12節 給水計画	上下水道班	87
第13節 食料供給計画	社会福祉班	89
第14節 生活必需品等供給計画	社会福祉班	92
第15節 保健衛生、防疫、環境対策計画	社会福祉班、衛生班	94
第16節 交通対策計画	総務班、産業土木班	96
第17節 障害物除去計画	産業土木班	98
第18節 文教・保育対策計画	社会福祉班、教育班	100
第19節 応急仮設住宅提供等計画	産業土木班	104
第20節 中高層建築物災害応急対策計画	産業土木班	109
第21節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画	衛生班	111
第22節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画	総務班、産業土木班、 西日本電信電話(株)、日本放送協会	115
第23節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画	産業土木班、九州電力(株)	119
第24節 上水道、下水道施設災害応急対策計画	上下水道班、産業土木班	122
第25節 交通施設災害応急対策計画	産業土木班、粕屋警察署	123
第26節 農林水産施設等災害応急対策計画	産業土木班	125

第1節 避難計画

【関連部署】 総務班、教育班、社会福祉班

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急安全確保に関する措置（以下、「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための方法を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難情報の発令及び周知

1 避難情報の発令

避難情報は、基本的に以下の考え方に基づいて発令することとする。

■避難情報の発令時の状況と住民に求める行動

区分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル1】 早期注意情報	気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれのある状況	○防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報	それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況 (それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況)	○ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害が発生する恐れがある状況	○高齢者等(※1)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ○高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況	○危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫している状況	○指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1) 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

2 避難情報の指示権者

町は、災害が発生し、又は発生しようとして危険が切迫する場合、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特にその必要が認められるときは、危険区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示し、また急を要すると認められるときは、緊急安全確保措置の指示を行う。

■避難情報の指示権者及び時期

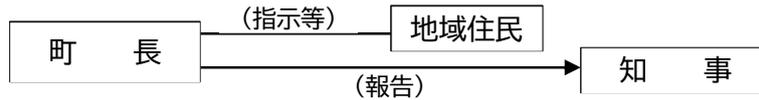
指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	とるべき措置
町長 (委任を受けた吏員)	基本法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居移者、滞在者、その他の者	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示(※1) ③緊急安全確保措置の指示	県知事に報告(窓口:総務部防災危機管理局)
知事 (委任を受けた吏員)	基本法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	基本法 第61条 警察官職務 執行法 第4条	全災害 ・町長が避難のため立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は町長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危害を受けるおそれのある者	①立ち退き指示②立ち退き先の指示③緊急安全確保措置の指示④避難の措置(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知(町長は知事に報告)
海上保安官	基本法 第61条	全災害 ・町長が避難のため立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるとき又は町長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立ち退きの指示②立ち退き先の指示③緊急安全確保措置の指示	町長に通知(町長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法第 94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※2)	警察官職務執行法第4条の規定を準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等 防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※3)

※1) 立ち退き先としては、指定避難所その他の避難場所を指定する

※2) 警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※3) 水防管理者が行った場合に限る。

■避難情報の指示系統図



3 避難情報の発令基準

(1) 土砂災害における発令基準

ア 想定される事態

「土石流」、「急傾斜地の崩壊」を想定する。

イ 発令対象区域

土砂災害で避難情報の発令対象とする区域は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域とし、「福岡県土砂災害危険度情報」における土砂災害危険度情報（1kmメッシュ）を参照し、危険度が高まっているメッシュに対して一体となって避難すべき地区に発令する。ただし、近隣で土砂災害の前兆現象や被害が発見された場合等、事態の状況に応じて発令対象とする。

ウ 活用情報

「福岡県土砂災害危険度情報」の土砂災害危険度情報及び気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を活用する。

■土砂災害危険度情報

危険度	土砂災害の危険性
極めて危険	土砂災害の危険性が最も高い状態です。十分に警戒してください。
非常に危険	土砂災害発生の可能性が非常に高い状態です。十分に警戒してください。
警戒	土砂災害の危険性が高まっています。警戒してください。
注意	土砂災害の危険性があります。注意してください。

■土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

危険度	住民等の行動の例	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
極めて危険	「命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生しているもおかしくない極めて危険な状況。」 この段階の前に避難を完了しておく。	—	
非常に危険	速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。	避難指示	4相当
警戒	土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。 高齢者等は速やかに避難する。	高齢者等避難	3相当
注意	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	

エ 発令基準

福岡県と福岡管区気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」を基準に避難情報の発令を判断し、併せて、区長・自主防災組織長への電話連絡、現地状況の巡回確認等による総合的な判断による発令を心掛ける。

【資料編】1-5 土砂災害(特別)警戒区域一覧(P4)

■発令基準（土砂災害）

発令区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>①～④のいずれか一つに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <p>①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、福岡県土砂災害危険度情報において、実況で警戒に到達し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>②土砂キキクルが、警戒【警戒レベル3相当】で表示された場合</p> <p>③数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ※県道 60 号飯塚大野城線：ショウケ峠(篠栗米の山雨量観測所の連続雨量 200mm)</p> <p>④警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ※大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>①～⑥のいずれか一つに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>①土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>②大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、福岡県土砂災害危険度情報において、予測(1時間後又は2時間後)で非常に危険に到達し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>③土砂キキクルが、非常に危険【警戒レベル4相当】で表示された場合</p> <p>④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ※立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令</p> <p>⑥土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の①～②のいずれかに該当する場合とする。ただし、必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。</p> <p>(災害が切迫) ①大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 (災害発生を確認) ②土砂災害の発生が確認された場合</p>

発令区分	発令基準
解除	<p>土砂災害警戒情報が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。</p> <p>一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。</p>

注1) 福岡県土砂災害危険度情報は2時間先までの予測である。このため、高齢者等避難の発令において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合は、福岡県土砂災害危険度情報のメッシュ判定が出現する前に、大雨警報(土砂災害)の発表に基づき高齢者等避難の発令を検討する必要がある。

注2) 上記発令基準に該当している場合において、周辺の気象状況や今後の災害発生予測情報を勘案した際に、災害発生の危険性が低いと総合的に判断できるような状況にある場合は、上長等との協議の上、避難情報を発令しなくてもよいものとする。

オ 発令に当たっての留意点

台風の進路や前線の停滞・移動など、気象状況を考慮して、避難が夜間になりそうな場合には、日没前に避難が完了できるように、「高齢者等避難」を積極的に活用して自主避難を呼びかける。また、夜間の避難が懸念されるときは、気象台のホットラインからの情報や助言等をもとに判断する。

(2) 水害における発令基準

ア 想定される事態

二級河川須恵川の溢水・崩壊・洗掘による浸水を想定する。

イ 発令対象区域

水害で避難情報発令の対象とする区域は、重要水防箇所を基本とする。

ただし、それ以外の区域についても、河川の堤防溢水等による河川管理施設の異常や住家への浸水が発生又は発生するおそれがあると予想される場合などは、事態の状況に応じて発令対象とする。

ウ 活用情報

■河川の水位情報

水位計	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
下の橋	須恵町大字須恵	1.27m	1.86m	2.19m	2.54m



■洪水キキクル

危険度	住民等の行動の例	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
極めて危険	「重大な洪水災害がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況。」	—	
非常に危険	河川水位が一定の水位を超えている場合には速やかに避難する。	避難指示	4相当
警戒	河川水位が一定の水位を超えている場合には避難の準備が整い次第、避難する。 高齢者等は速やかに避難する。	高齢者等避難	3相当
注意	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	

■流域雨量指数

入手先	指数基準			予測する内容
気象庁 HP	洪水 注意報	表面雨量指数	須恵川流域=10.2	6時間先までの指数
		複合基準	須恵川流域=(表面雨量指数9、流域雨量指数10.2)	
	洪水 警報	表面雨量指数	須恵川流域=12.8	
		複合基準	須恵川流域=(表面雨量指数14、流域雨量指数11.5)	

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

流域雨量指数 URL：

https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/#area_type=class20s&area_code=4034400

■その他

情報	入手先	予測する内容
雨雲の動き	気象庁HP	5～60分先までの雨量
今後の雨	気象庁HP	1～15時間先までの雨量

エ 発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりである。想定を超える規模の災害が発生する可能性を踏まえ、関係機関との情報交換を密に行いつつ、气象台、などより提供される種々の情報に加え、河川巡視（堤防の溢水、堤防・護岸の崩壊、流木による河道閉塞等の状況）、住民の通報等により提供される各種の情報を収集し、広域的な状況把握に努める。

■発令基準（風水害）

発令区分	発令基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>①～④のいずれか一つに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <p>①須恵川が避難判断水位【下の橋 2.19m】に到達した場合 ②洪水キキクルで、警戒【警戒レベル3相当】が出現した場合 ③堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ※大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>①～⑤のいずれか一つに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>①須恵川が氾濫危険水位【下の橋 2.54m】に到達した場合 ②洪水キキクルで、非常に危険【警戒レベル4相当】が出現した場合 ③堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ※立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の①～④のいずれかに該当する場合とする。ただし、必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>①堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ③大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 (災害発生を確認) ④堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)</p>
<p>解除</p>	<p>下の橋の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、篠栗米の山雨量観測所での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。</p> <p>また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p>

オ 発令に当たっての留意点

台風の進路や前線の停滞・移動など、気象状況を考慮して、避難が夜間になりそうな場合には、日没前に避難が完了できるように、「高齢者等避難」を積極的に活用して自主避難を呼びかける。また、夜間の避難が懸念されるときは、気象台のホットラインからの情報や助言等をもとに判断する。

(3) 地震における発令基準

発生する地震災害規模等は様々な場合が想定されるが、避難情報を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえ、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と、同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の2つを想定する。

■発令基準

区分	発令基準
局地的な災害で地域を限定した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・河川が地震被害を受け、浸水等の二次災害が発生するおそれがあるとき ・延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき ・建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき ・ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき ・がけ崩れにより建物等に影響するおそれがあるとき ・その他住民の生命・身体を保護するために必要なとき
広域的な災害で地域を限定しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき ・ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき ・県災害対策本部長から避難についての勧告又は支持の要請がなされたとき ・その他住民の生命・身体を保護するために必要なとき

4 指定行政機関の長等による助言

町長は、避難情報を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長、又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができるため、必要に応じて実施することとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について、町及び防災関係機関に助言を行うこととする。

5 相互の連絡協力

町は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難情報発令の措置をとった場合、速やかに県知事に報告するとともに関係機関に対して通知、報告を行い、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう努める。

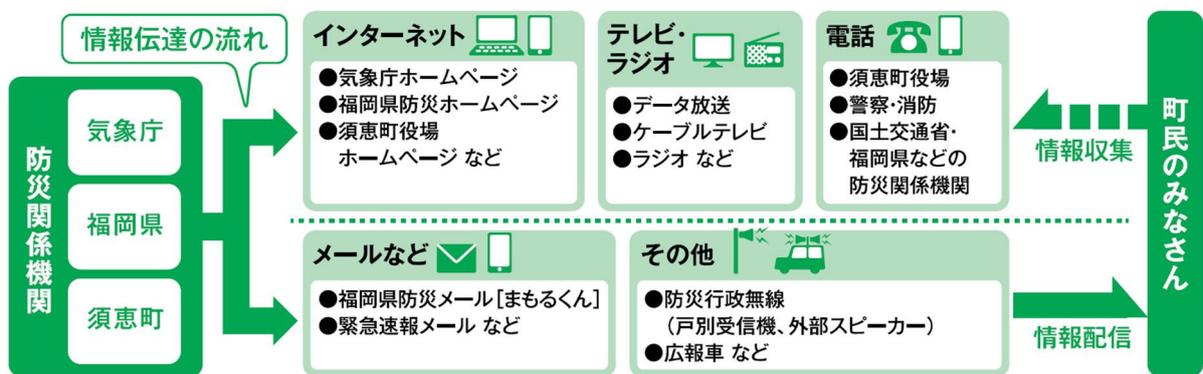
6 町民等への周知

(1) 避難の指示、緊急安全確保の指示を行った場合には、住民等に対し町防災行政無線、メール、広報車あるいは報道機関を通じて、避難情報発令の理由、避難先、避難時の注意事項等について周知徹底を図るよう努める。また、地域の特性に応じた複数手段を活用し、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を

工夫するように努める。

- (2) 町長は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難情報の伝達」には特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。
- (3) 町は住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

■災害広報伝達経路及び方法



※出典：「須恵町防災ハザードマップ」令和4年3月

■避難情報（土砂災害）の伝達文（例）

発令区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ■警戒レベル3！ 警戒レベル3！ 高齢者等避難 ■こちらは、須恵町役場です。 ■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障がいのある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに速やかに避難してください。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■警戒レベル4！ 警戒レベル4！ 避難指示 ■こちらは、須恵町役場です。 ■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに今すぐ避難してください。 ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

発令区分	発令基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(土砂災害が切迫している状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■警戒レベル5！ 警戒レベル5！ 緊急安全確保 ■こちらは、須恵町役場です。 ■須恵町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っていますので、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(土砂災害発生を確認した状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■土砂災害発生！ 土砂災害発生！ 緊急安全確保 ■こちらは、須恵町役場です。 ■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っていますので、直ちに身の安全を確保してください。
解除	<p>こちらは、須恵町役場です。</p> <p>〇〇地区に発令した、土砂災害に関する避難情報を解除しました。</p> <p>なお、今後も避難情報などに留意してください。</p>

■避難情報（風水害）の伝達文（例）

発令区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ■警戒レベル3！ 警戒レベル3！ 高齢者等避難 ■こちらは、須恵町役場です。 ■須恵川が氾濫するおそれがあるため、佐谷、上須恵、南米里、大島原、一番田、須恵、甲植木、乙植木、旅石の氾濫推定図の範囲に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■佐谷、上須恵、南米里、大島原、一番田、須恵、甲植木、乙植木、旅石の氾濫推定図の範囲にいる高齢者や障がいのある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに速やかに避難してください。 ■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■警戒レベル4！ 警戒レベル4！ 避難指示 ■こちらは、須恵町役場です。 ■須恵川が氾濫するおそれが高まったため、佐谷、上須恵、南米里、大島原、一番田、須恵、甲植木、乙植木、旅石の氾濫推定図の範囲に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■佐谷、上須恵、南米里、大島原、一番田、須恵、甲植木、乙植木、旅石の氾濫推定図の範囲にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに今すぐ避難してください。

発令区分	発令基準
【警戒レベル4】 避難指示	<p>■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</p> <p>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい場所に移動するなど身の安全を確保してください。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(河川氾濫が切迫している状況)</p> <p>■警戒レベル5！ 警戒レベル5！ 緊急安全確保</p> <p>■こちらは、須恵町役場です。</p> <p>■須恵川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 佐谷、上須恵、南米里、大島原、一番田、須恵、甲植木、乙植木、旅石の氾濫推定図の範囲に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>(河川氾濫を確認した状況)</p> <p>■氾濫発生！ 氾濫発生！ 緊急安全確保</p> <p>■こちらは、須恵町役場です。</p> <p>■須恵川の水位が〇〇地区付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p>
解除	<p>こちらは、須恵町役場です。</p> <p>〇〇地区に発令した、洪水に関する避難情報を解除しました。</p> <p>なお、今後も避難情報などに留意してください。</p>

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行うこととする。

なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。

1. 災害全般について

- ・町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員（基本法第63条第1項）
- ・警察官（基本法第63条第2項）
- ・自衛官（基本法第63条第3項）

2. 火災について

- ・消防吏員・消防団員（消防法第28条）
- ・警察官（消防法第28条）

3. 水災について

- ・水防団長・水防団員（水防法第21条）
- ・警察官（水防法第21条）

4. 火災・水災以外について

- ・消防吏員・消防団員（消防法第36条）
- ・警察官（消防法第36条）

2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

■災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定

1. 町長は、災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
2. 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、市町村と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立ち入りの禁止又は退去等の指示を実施するものとする。
3. 警察官は、町長（権限の委任を受けた町職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。
4. 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、町長へ通知することとする。なお、町長等は、警戒区域を設定したときは、立ち入り制限若しくは禁止又は退去を命ずることとする。
5. 町長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。なお、町長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、予め町防災計画に定めておく等、十分な連携を図るものとする。

第3 避難者の誘導及び移送

1 住民等の避難誘導

住民等の避難誘導は、町、消防団、粕屋警察署及び実情に詳しい自主防災組織等の協力を得て実施するよう努める。

町は、住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
町民	町、総務班及び消防団、自主防災組織等 在宅の災害時要援護者は、近隣の協力により行う ※必要に応じて警察官と連絡をとる
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等
交通施設	施設管理者及び乗務員

2 避難行動要支援者の避難誘導・移送

避難行動要支援者（高齢者、傷病人、乳幼児、妊産婦、身体障がいのある人及び必要な介護者等）の避難誘導・移送に当たっては、福祉関係者との連携の下、各地域の自主防災組織等の地域住民と協力して優先的に避難誘導・移送を実施するよう努める。

3 避難者の移送

被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

特に大規模な被害や孤立集落等が発生した場合は、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ関係機関に要請する。

4 広域避難

(1) 広域避難についての協議

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の町への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の町への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 広域避難の実施について

町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(3) 避難者への情報提供

町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

5 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在についての協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

(2) 広域的避難収容活動の実施

町は、政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

6 学校、病院、集客施設等の避難対策

町は、学校、病院、興行場、大規模商業施設等多人数が勤務し、又は出入りする施設の管理者に対し、あらかじめ施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮した避難計画等の作成を推進し、円滑な避難体制の整備及び連絡体制の整備に努める。

第4 指定避難所の開設

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等を行うとともに、指定避難所を開放し、また、災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定避難所の開設を行い、住民等に周知徹底を図る。

指定避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、その立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行うとともに、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れることとする。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するよう努めるものとする。

【資料編】1-21 指定避難所一覧(P29)

■指定避難所等開設の留意点

1. 防災行政無線、ホームページ及び広報車等を活用し開設した指定避難所等に対する迅速な周知徹底
2. 粕屋警察署等との連携による安全な避難誘導體制の確保
3. 指定避難所等の責任者の選任とその権限を明確化した避難所運営体制の整備
4. 事前の受付名簿等の作成による避難者名簿の整備（なお、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても、把握するよう努める）
5. 要配慮者に対する配慮と移送支援
避難行動要支援者名簿又は民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者が把握している要配慮者を基に、居場所や安否の情報についても収集するよう努める。

6. 被災者の生活環境の整備

良好な居住性の確保、生活関連物資（食料、衣料、医薬品その他）の配布及び保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に努める。

7. 県への報告事項

ア. 指定避難所等の開設の日時及び場所

イ. 収容状況及び収容人員（指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等についても情報の早期把握に努める。） ウ. 開設期間の見込 エ. 避難対象地区名

8. 指定避難所等の適切な運営管理

ア. 指定避難所等における協力体制の構築

指定避難所等の開設を行った場合は、基本的には町対策本部より職員を配置し、正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。

イ. 指定避難所等の運営管理に関する役割分担を明確化

ウ. 避難者の主体的な運営体制の立ち上げ支援

避難所生活を長期化させるなどの場合には、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、役割分担等を明確化し、避難者が相互に助け合う運営体制に移行できるよう支援する。

エ. 性暴力・DVの発生防止

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

9. 収容人数等の周知

収容人数に達した、又は達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

10. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

11. 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請

町に、害救助法が適用され、避難所等における福祉支援が必要な場合、県に対する災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請を行うものとする。

第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、町は以下の点に留意するものとする。

1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営

- (1) グループ分け
- (2) プライバシーの確保
- (3) 多様な者の視点等に配慮

指定避難所においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮するよう努める。

(4) 情報提供体制の整備

(5) 指定避難所運営ルールの徹底

円滑な指定避難所運営を行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

(6) 指定避難所のパトロール等

(7) 要配慮者等の社会福祉施設等の移送

(8) 指定福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等

2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握等に努め、必要な対策を講じるよう努める。

また、災害の規模をかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

(1) 自主運営体制の整備

(2) 暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策

(3) 指定避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営

3 保健・衛生対策

町は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(1) 救護所の設置

(2) 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施

(3) 仮設トイレの確保

(4) 入浴、洗濯対策

(5) 食品衛生対策

(6) 感染症対策

(7) 心の健康相談の実施

第6 収容施設の確保

大規模災害等により避難者が増加し避難所生活が長期化した場合については、町及び県の公営住宅、公的宿泊施設及び体育館、公民館等の施設を開放し、円滑な避難所の開設に努める。

第7 要配慮者等を考慮した避難対策

避難誘導にあたり、傷病者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者を十分考慮するものとする。避難順位は、おおむね次の順位によるものとするが、臨機応変かつ迅速に対応する。

■要配慮者等の避難順位

- | | | | |
|--------------------------------|---------------------|-------|-------|
| 1. 介助を要する高齢者や障がいのある人・難病患者及び傷病者 | 2. 傷病者 | | |
| 3. 乳幼児及びその母親・妊産婦 | 4. 高齢者や障がいのある人・難病患者 | | |
| 5. その他の要配慮者 | 6. 学童 | 7. 女性 | 8. 男性 |

なお、避難にあたっては、自主防災組織のリーダー等が責任をもって、速やかに地区住民を集団避難させるよう努める。

第8 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供が図れるよう関係機関と連携し、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第9 帰宅困難者対策

交通施設等の損壊や公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞り場所の確保等の支援に努める。滞り場所の運営に当たっては、多様な性のニーズや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努める。

第2節 要配慮者（避難行動要支援者）支援計画

【関連部署】 社会福祉班、教育班

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者（避難行動要支援者）の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずる。

なお、町は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するにあたり、避難支援、安否確認等の措置を実施するため、必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。

第1 災害により新たに発生した要配慮者（避難行動要支援者）に関する対策

災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者（避難行動要支援者）となる者が発生することから、これらの要配慮者（避難行動要支援者）に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、社会福祉班は、以下の点に留意しながら要配慮者（避難行動要支援者）対策を実施する。

■要配慮者（避難行動要支援者）に関する対策の実施項目

1. 要配慮者（避難行動要支援者）を発見した場合、また本人及び家族の申し出等により、支援が必要と判断された場合には、出来る限り当該要配慮者（避難行動要支援者）の同意を得て、以下の措置に努める。
 - ア. 指定避難所（必要と認められる場合は指定福祉避難所）への誘導・移送
 - イ. 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
 - ウ. 保護者を亡くした児童の里親等への委託
 - エ. 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
2. 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供について発災後1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策

社会福祉班は、指定避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がいのある人に係る対策を実施する。

■高齢者及び障がいのある人に係る対策の実施項目

1. 被災した高齢者及び障がいのある人の迅速な把握に努め、早期に指定福祉避難所の開設を検討する。
2. 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がいのある人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

3. 指定避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事を工夫する。
4. 指定避難所等において、被災した高齢者及び障がいのある人の生活に必要な車いす、障がいのある人用携帯トイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備し、必要であれば調達する。
5. 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行うなど、当該物資の確保及び福祉施設職員等の応援体制整備を図る。
6. 指定避難所や住宅における高齢者及び障がいのある人に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3 児童に係る対策

■児童に係る対策の実施項目

1. 町及び県は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。
2. 町及び県は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

第4 外国人等に対する支援対策

■外国人等に対する対策の実施項目

1. 町は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供するよう努める。
2. 町は、外国人等に対し、各種情報手段を活用し、外国語による情報の提供に努める。
3. 町は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。
4. 町は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。また、ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保の実施ができるよう、避難情報・指定避難所の開設状況等の災害情報の伝達・周知に努める。

第3節 消防計画

【関連部署】 総務班、消防団、粕屋南部消防本部

町及び消防組織法第9条の規定により設置された消防機関（消防本部、消防署、消防団）は、消防組織法第3条に規定するように出火防止対策、災害発生時における初期消火活動、延焼防止活動等を迅速かつ円滑に実施するため、連携体制の強化、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

第1 消防活動の体制

町は、発災後、安全な範囲の初期段階においては、住民及び自主防災組織等が自発的に初期消火活動を行うことができるよう推進活動を行う。また、平時より出火防止のための活動や初期消火訓練等の実施を行い、隣近所が相互に協力する連携体制強化に努める。

第2 情報の収集

総務班は、町民、粕屋警察署等から火災発生等の情報を収集する。収集すべき情報は、次のとおりである。

■収集する情報の種類

- | | | |
|---------------|---------------------|-----------------|
| 1. 火災の発生状況 | 2. 自治会、自主防災組織等の活動状況 | |
| 3. 通行可能な道路の状況 | 4. 無線通信の状況 | 5. 使用可能な消防水利の状況 |

第3 消防活動の実施

1 消火活動

総務班及び消防団は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

- | |
|---|
| 1. 風向き、建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。 |
| 2. 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。 |
| 3. 延焼火災が発生している地区は、直ちに町民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。 |
| 4. 危険物の漏洩等のおそれがある地区は、立ち入り禁止措置を取り、安全な避難誘導に努める。 |
| 5. 町民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。 |

2 消防広域応援要請

本部長（町長）又は消防長は、現状の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、福岡県消防相互応援協定及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、県を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。総務班は、消防広域応援要請をした場合には、応援隊の受入れと現場への案内等の活動支援を行う。

【資料編】 1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

3 町民・自主防災組織の活動

町民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

4 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報2. 自衛隊消防隊等による初期消火、延焼防止活動3. 必要に応じて従業員、顧客等の避難4. 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達5. 立ち入り禁止措置等の実施 |
|---|

5 特殊地域の消防活動

火災形態、火災発生施設、地域、気象状況及び延焼状況等を総合的に判断し、消防活動戦略を決定して所属部隊及び応援部隊の効率的運用を図り、被害の軽減に努める。

(1) 林野火災

林野火災は全般的に、地理的条件が悪く、かつ消防水利は殆んど利用不能な場合が多いため、大規模火災となり、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に消失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶこともあり、消火活動は極めて困難であることが予想される。

そのため、消火活動に当たっては、十分な消防力を迅速に投入するとともに、ヘリコプターによる情報収集や、空中消火を実施するための体制の整備を進め、必要に応じて早期に広域応援の要請などを検討する。

(2) 危険区域

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、風位の変化等による不測の事態に備える。

(3) 異常時の消防活動

平均風速が 10m を越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることに鑑み、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努める。

第4節 救出計画

【関連部署】 総務班、衛生班、消防団、粕屋警察署

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団の大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。そのため、町及び警察は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

なお、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第1 救助情報の収集

1 発見者の通報

要救助者を発見した者は、災害対策本部、町及び消防本部又は粕屋警察署等へ通報する。

なお、要救助者とは、次のような状態にある者を対象とする。

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 孤立した地点に取り残された者
- (3) 倒壊家屋の下敷きになった者
- (4) 山・がけ崩れ・地すべり等により生き埋めになった者

2 要救助情報の収集

衛生班及び消防団等の災害現場に派遣された者は、地域住民等から救助情報を収集し、総務班に連絡し、さらに災害対策本部に連絡する。総務班は、災害対策本部及び粕屋警察署等に通報された情報を収集し管理する。

第2 救助活動

1 町及び消防団

- (1) 町は、救助隊を編成し、消防団等関係機関連携のもと救助に必要な車輛、特殊機械器具、その他資機材を調達し、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助に当たる。また、町防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定める場合には、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

【資料編】1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

- (2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- (3) 町の能力で救出作業に必要な車輛、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

2 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

3 警察

警察は、災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講じるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出処置をとる。

■警察の救出処置

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動 |
| 2. 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送活動 |
| 3. 行方不明者がある場合は、その速やかな搜索活動 |
| 4. 救出救助活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動 |

4 緊急消防援助隊

町及び応援機関で対処できないような大規模な災害が発生した場合、町は、消防組織法第44条の規定により、県を通じて国に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

■緊急消防援助隊の要請手続き等

要請手続き	<p>1. 町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。</p> <p>ア. 災害発生日時 イ. 災害発生場所 ウ. 災害の種別・状況</p> <p>エ. 人的・物的被害の状況 オ. 応援要請日時・応援要請者職氏名</p> <p>カ. 必要な部隊種別 キ. その他参考事項</p> <p>2. 町は、県に連絡が取れない場合、直接、国に応援要請を行うものとする。</p>
指揮体制等	緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

第3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の救助の措置については、知事（権限が委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

■災害救助法の適用に基づく措置

対象者	1. 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 災害のため、生死不明の状態にある者
費用	福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。
期間	災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

【資料編】2-11 災害救助法（抜粋）(P47)、2-12 災害救助法施行令（抜粋）(P48)、2-14 福岡県災害救助法施行細則(P50)

第5節 医療救護計画

【関連部署】 衛生班、社会福祉班

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行うことについて定める。

第1 医療情報の収集及び体制整備

平時から消防本部と連携して、救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努めるとともに、発災時の的確な医療救護活動の実施に努める。

■情報収集及び連絡体制

1. 発災時には、受入れ可能な町内医療機関、救急病院、粕屋保健福祉事務所等との情報交換を行い、迅速な対応に努める。
2. 現地対応職員や避難所担当者、自主防災組織関係者等から負傷者の発生状況についての情報収集を行い、それに基づく医療救護体制を構築する。
3. 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の調達可能量、不足する医薬品の種類・量に関する情報を収集し、必要があれば県や近隣市町村の協力を要請する。
4. 医療救護所の設置や医薬品集積所の開設等に関する情報、医療救護活動に関係するライフラインの機能状況や道路交通状況等についての情報を収集し、被災者等にその情報を提供できるよう努める。
5. 特に人工透析等特定の医療情報を必要とする者に対して、災害時においても継続して医療が提供できるよう関係医療機関と連携し、あらゆる手段を活用した情報提供に努める。

第2 初動医療体制

1 医療救護所の設置

町は、災害により被災地の医療機関では対応しきれない場合、また、救護活動が円滑に行われるよう粕屋医師会、粕屋保健福祉事務所と連携し、指定避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に医療救護所を設置する。

2 医療救護活動

町は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、粕屋医師会等と連携して医療救護班を編成し、医療救護所、指定避難所等に派遣する。

■医師会等への伝達・要請事項

- | | | |
|------------------|--------------|-------------|
| 1. 災害の種類、規模、発生場所 | 2. 必要とする救護班数 | 3. 救護所の設置場所 |
| 4. 資機材等の状況 | 5. その他 | |

(1) 医療救護活動連絡指令体制・連絡指令方法

■連絡指令体制・連絡指令方法

連絡指令体制	医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを利用し、知事及び町長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。
連絡指令方法	<p>1. 町長は、粕屋医師会長の協力の下、町の医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて県知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。</p> <p>2. 県医師会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに県知事へ連絡する。</p> <p>3. 県知事は、独自の情報収集、町長からの広域支援要請又は県医師会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。</p>

(2) 医療救護活動の実施及び業務

県の医療救護班は、町又は粕屋医師会が設置した医療救護所において医療救護活動を実施するとともに次の業務を行う。

ア 傷病度合によるトリアージ（トリアージタグを使用）等

負傷者を緊急度、重症度等によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるため、トリアージタグを使用して傷病者を以下の段階に分類し、それぞれ救命救急措置を行う。

■トリアージの実施基準（「福岡県災害時医療救護マニュアル」より抜粋）

優先度	分類	識別	傷病状況	具体的事例
第1順位	最優先緊急治療群	赤 (I)	生命、四肢の危機的状況であるが、直ちに処置を行えば救命が可能なもの	気道閉塞又は呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショックなど
第2順位	非緊急治療群	黄 (II)	2～3 時間処置を遅らせても生命に危険がない程度のもの	(全身状態が比較的安定) 脊髄損傷、中等熱傷、大骨折、合併症のない頭部損傷など
第3順位	軽症群	緑 (III)	軽度外傷、通院加療が可能な程度のもの	小骨折、打撲、捻挫、脱臼、軽度熱傷、擦過傷、過換気症候群など
第4順位	死亡及び不処置群	黒 (O)	生命徴候のないもの又は、明らかに即死状態で、直ちに処置を行っても救命が不可能なもの	圧迫、窒息、高度脳障害、内蔵破裂等による心肺停止状態

イ 特定医療救護

①人工透析患者

慢性腎症患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）による急性腎症患者に対して、関係機関と協力し、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

患者へは、あらかじめライフラインの機能状況を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

②難病患者

近隣市町村も含め、難病患者の受領状況及び医療機関の稼働状況を把握し、情報提供に努める。

③精神医療

災害時における精神障がいのある人に対する保険・医療サービスの確保と PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安等への協力体制に努める。

ウ 助産救護

助産は、原則として産科医が構成員として編成された医療救護班がこれにあたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いため、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

エ 死亡確認

オ 死体検案

3 福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）の配置、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県 DMAT）・福岡災害派遣精神医療チーム（ふくおか DPAT）の派遣

(1) 福岡県災害医療コーディネーター

県知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーターを県庁や保健所等（保健医療調整本部及び地方本部）に配置（保健所設置市への派遣を含む。）する。福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福岡県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによる。

(2) 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県 DMAT）

県知事又は粕屋南部消防本部消防長は、災害の状況に応じて、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県 DMAT）の派遣を要請する。派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱等に定めるところによる。

(3) 福岡災害派遣精神医療チーム（ふくおか DPAT）

県は、災害の状況に応じて、ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおか DPAT）の派遣を要請する。

派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡災害派遣精神医療チーム設置運営要綱等に定めるところによる。

第3 医薬品・医療機器等の確保

1 医薬品・医療機器等の確保

衛生班は、粕屋薬剤師会、医薬品販売業者等から医薬品、医療機器等を確保する。不足する場合は、粕屋医師会が保有する医薬品、医療機器等を使用する。入手が困難なときは、県に要請する。

2 血液製剤等の確保

衛生班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民への献血の呼びかけを行う。

第4 後方医療体制の確立

医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療機関に搬送して収容、治療を行う。

1 後方医療機関の確保

衛生班は、医師会等からの医療情報をもとに、重病者を収容する災害時救急病院を確保する。災害時救急病院で収容困難な重病者は、町外の受入れ可能な医療機関に搬送する。

2 後方医療機関への搬送

救護所から医療機関への搬送については、救急車又は町有車両等で搬送する。交通の状況により災害拠点病院への搬送が救急車等による搬送が困難な場合は、県に対して、ヘリコプターでの搬送を要請する。

第5 搬送体制の確保

医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療機関に搬送して収容、治療を行う。

1 方針

災害時における多数の負傷者の後方搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等（血液製剤を含む）の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上輸送及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域搬送を実施する。

2 医療機関への患者搬送

被災現場から町内の医療機関への患者搬送は、町及び粕屋南部消防本部が行う。町外の医療機関への搬送は県又は町が緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながらその協力のもとに行う。

3 応援の要請

医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、町で対応できない場合は、県、日本赤十字社福岡県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

4 ヘリコプターによる広域搬送

町及び県は、災害拠点病院や救急病院等の近隣に選定されたヘリコプター離着陸場等を活用し、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。また、複数機によるヘリコプター搬送のルート調整については、防災関係機関が相互に協力して行う。

5 ヘリコプターの要請

道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送については、県に対して、ヘリコプターによる搬送を要請する。

第6 広域的医療救護活動の調整

1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム (DMAT)

県は、被災地内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請や傷病者の受入れ要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所 (医療機関、救護所、広域搬送拠点等) 等の確保について、支援・調整を図る。

また、県は、災害時に DMAT の派遣が想定される場合において、保健医療調整本部 (医療救護調整本部) に DMAT 調整本部を設置するとともに、統括 DMAT を医療救護調整本部 (DMAT 調整本部) 等に配置し、統括 DMAT と連携して医療救護活動を行う。

全国からの災害派遣医療チーム (DMAT) は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム (DMAT) の参集に当たっては、空路参集も考慮する。

2 災害派遣精神医療チーム (DPAT)

県は、災害時に災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣が想定される場合において、保健医療調整本部 (医療救護調整本部) に DPAT 調整本部を設置し、災害派遣医療チーム (DMAT) と連携して医療救護活動を行う。

また、必要に応じて、他県、国に対し災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣要請や、被災した精神科病院等の入院患者の受入れ要請等、広域的な調整を図る。

3 広域後方医療機関

(1) 応援要請

町及び県は、必要に応じて、広域後方医療関係機関 (厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構) に対し、被災地域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(2) 広域後方医療機関への傷病者の搬送

町及び県は、予想される広域後方医療機関への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営する。

被災地域内の県及び町は、管内の医療機関と広域搬送拠点間の重病者等の輸送を実施する。また、非被災地域内の県及び市町村も、管内の医療機関と広域搬送拠点間の重病者等の輸送を実施する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災地域内の町及び県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

第7 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療救助は、原則として医療救護班によって行う。

■災害救助法に基づく措置

医療救助の対象	1. 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者 2. 応急的に医療を施す必要がある者
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則で定める額
医療救助の範囲	1. 診察 2. 薬剤、又は治療材料の支給 3. 処置、手術その他の治療及び施術 4. 病院又は診療所への収容 5. 看護
医療救助の期間	災害発生の日から14日以内。ただし、特別の事情がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。
助産救助の対象	災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含む。）で、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者
助産救助の範囲	1. 分娩の介助 2. 分娩前後の処置 3. 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
助産救助の期間	分娩の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。
実施方法	1. 医療救助 ア. 原則として医療救護班が実施する。 イ. 重症患者等で医療救護班では人的、物的の設備又は薬品、衛生資材等の不足のため、医療を実施できないときは病院又は診療所に移送し治療することができる。 2. 助産救助 ア. 医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。 イ. アにより難しい場合は産院又は一般の医療機関により実施する。

【資料編】2-11 災害救助法（抜粋）（P47）

第6節 安否情報の提供計画

【関連部署】 総務班、社会福祉班、衛生班、粕屋警察署

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第1 町の役割

- 1 災害発生時には、町は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。
- 2 町は、必要な安否情報の収集に努めるが、災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県に協力要請を行い、必要な安否情報を収集し、照会に回答できるよう体制の整備に努める。

【資料編】4-35 様式第4号(被害額報告) (P102)

第2 情報収集

- 1 町は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。また、被災地域の区長及び自主防災組織、指定避難所等において、必要な安否情報の収集に努める。
- 2 町は、被災者の安否情報の照会に対し、保有する被災者の氏名その他の情報について回答を適切に行う。また、適切な回答に備えるために必要な限度で被災者情報の保有に当たって特定された利用目的以外のために、内部で利用することができる。

第3 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族（親族には婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できるものを含む。以下同じ。）
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第4 照会手順

- 1 照会者は、町長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は1 (1) の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44台1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書

類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、町が適当と認める方法によることができる。

第5 提供できる情報

町は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。

ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

■「第3 照会を行う者」への提供できる情報

1. 第3の1の者	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2. 第3の2の者	被災者の負傷又は疾病の状況
3. 第3の3の者	被災者について保有している安否情報の有無
4. 1～3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報	
5. 1～3の区分にかかわらず、県及び町が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報	

第7節 遺体捜索及び収容火葬計画

【関連部署】 総務班、社会福祉班、消防団、粕屋南部消防本部、粕屋警察署

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上許されないことであり、混乱期に人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要があるので、関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者等の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

第1 行方不明者の情報収集

行方不明者の捜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。社会福祉班は、相談窓口で受け付けた捜索願及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、粕屋警察署に提出し、連携をとる。

第2 遺体の捜索

1 捜索活動

総務班及び消防団は、救助活動で編成した救助隊を、遺体の捜索及び収容隊としてあて、行方不明者リストに基づき捜索活動を行う。

また、粕屋警察署、自衛隊等と協力して捜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

2 捜索に必要な資機材の整備

総務班及び消防団は、行方不明者の状況により、広範囲な捜索活動や長期的な捜索のための自活等を実施するために必要な資機材を整備し、災害発生時に捜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

■操作に必要な資機材

捜索用資機材	胴付手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし等
照明用資機材	強力ライト、投光器、発動発電機等
後方支援・自活用資機材	エアータント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等
広報用資機材	トランジスタメガホン、拡声器等

第3 遺体の調査、身元確認

1 町の役割

- (1) 遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。
- (2) 検視及び医学的検査を終了した遺体について遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

社会福祉班は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努める。

■遺体の取り扱いに必要な資機材

感染症防止用資機材	ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等
遺体見分用資機材	ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等

2 警察の役割

- (1) 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届け出を受けた場合は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第4条に基づき、遺体の見分を行う。
- (2) 遺体の調査、身元確認等を、医師等の協力を得て行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町村、指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- (3) 遺体の見分に当たっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、見分終了後、遺体を遺族に引き渡す。
- (4) 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、警察が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第10条、死体取扱規則第7条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条第1項、戸籍法第92条第1項により、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して町長に引き渡す。

3 県医師会、県歯科医師会の役割

警察は、身元確認のため必要があるときは、県医師会、県歯科医師会に応援を要請する。

第4 遺体の安置、一時保存

1 町

- (1) 町は遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の安置場所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に収容し、火葬の処置をするまで一時保存する。なお、一時保存に当たっては火葬の処置をするまでの間ドライアイスを補給する等、適切な処置に努めるものとする。
- (2) 町は遺体の安置場所について、公共施設又は寺院等あらかじめその管理者と協議して抽出選定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努めるものとする。
- (3) 被害が集中した市町村では、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力するものとする。

2 県

町のみで遺体の処理、安置、一時保存の対応が困難な場合、県及び関係機関は必要に応じて町が行う遺体の処理及び市町村間の調整等に協力する。

第5 遺体の火葬

1 遺体の火葬

社会福祉班は、下記により火葬の実施体制の確保を行う。

また、災害の際、死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない等の場合には、原則として町が遺体の火葬を行う。

町で火葬が十分行えない状況になった場合は、県に対して、県内の他市町村及び近隣県への応援要請を行い、広域的な火葬の実施を支援する。

■火葬の実施体制について

1. 火葬場の被災状況の把握	2. 死亡者数の把握	3. 火葬相談窓口の設置
4. 安置所の確保	5. 火葬場へのアクセス道路の確保	
6. 搬送体制の確保	7. 棺、ドライアイス、骨壺の調達	8. 火葬用燃料の確保

■火葬場所

施設名	所在地	電話番号 (092-)
北筑衛生施設組合立古賀葬祭場	福岡県古賀市青柳 145 番地 1	943-7921

2 火葬の留意点

■火葬の留意点

身元不明の遺体措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 身元不明の遺体については、火葬前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。 2. 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、取り扱うものとする。 3. 火葬後の遺骨及び遺品については保管を行うものとする。
-----------	---

火葬に関する帳簿等の整理	火葬を実施し、又は火葬等に要する現品若しくは経費を支出した町は、次の書類・帳簿等を整備、保存しなくてはならない。 1. 救助実施記録日計票 2. 火葬費支出関係証拠書類
--------------	--

第6 災害救助法が適用された場合

1 搜索

■災害救助法に基づく措置

対象者	災害により行方不明の状態にある者で、四囲の状態から、既に死亡していると推定される者。
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則で定める額
期間	災害発生の日から10日以内。ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。
搜索の方法	知事又は知事により搜索を行うこととされた町長が警察機関、消防機関及びその他の機関の協力を得て行う。

2 遺体の検視（見分）及び対策

■災害救助法に基づく措置

遺体の検視（見分）	前記「第3の2警察の役割」に示す処理に同じ。
遺体の対策	災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合はこれらの対策を行う。
対策の内容	1. 遺体の洗浄、縫合、消毒 2. 遺体の一時保存 3. 検案
対策の方法	1. 救助の実施機関である知事又は知事により救助事務を行うこととされた町長が遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。 2. 遺族が遺体の対策を行う場合は、遺体の対策に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則で定める額
対策の期間	災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

3 遺体の埋葬等

■災害救助法に基づく措置

埋葬等を行う場合	ア. 災害時の混乱の際に死亡した者。 イ. 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき。
埋葬の方法	棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等について現物給付をもって実施する。
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則で定める額
期間	災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

【資料編】2-11 災害救助法(抜粋) (P47)、2-12 災害救助法施行令(抜粋) (P48)

第8節 土砂災害応急対策計画

【関連部署】 総務班、産業土木班

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、関係機関は、危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。

第1 町、県及び関係機関相互の情報連絡

1 災害原因情報の収集・伝達経路

町、県及び関係機関は、第1章「活動体制の確立」第1節「防災気象情報等伝達計画」及び第2節「被害情報等収集伝達計画」を活用し、綿密な連携のもとに災害情報の収集に努めるが、特に、大雨注意報・警報・特別警報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

2 前兆現象（異常気象）等の把握

町、県及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

また、危険地域の雨量測定を実施する。

3 降雨状況の把握

県下における降雨の状況は、一様でないので、町及び関係機関は、各危険地域の雨量測定を実施する。

第2 警戒体制の確立

町は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域の基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。

第3 災害発生時の報告

■報告内容

1. 町は、土砂災害が発生した場合、地すべり、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（福岡県土整備事務所及び砂防課）に報告を行う。
2. 町は、上記報告の他、第1章「活動体制の確立」第2節「被害情報等収集伝達計画」により県（総務部防災危機管理局）まで被害状況を報告する。

【資料編】4-1 様式第1号（災害概況即報）（P68）、4-2 様式第2号の1（被害状況報告 即報・確定）（P69）、4-14 様式第2号の13（土木被害状況即報）（P81）、4-15 様式第2号の14（建築物被害状況即報）（P82）、4-16 様式第2号の15（都市施設等被害状況即報）（P83）

第4 救助活動

■救助活動の内容

町	町は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。 その際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。 1. 被災者の救出 2. 倒壊家屋の除去 3. 流出土砂・岩石の除去 4. 救助資機材の調達 5. 関係機関の応援体制
警察	土砂災害が発生した場合は、町その他の関係機関と連携し、本章第4節「救出計画」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の所要の措置をとる。
県	町から、救助活動について応援を求められたときは、救助活動を実施するとともに、隣接市町村、陸上自衛隊、その他関係機関に協力を要請し、万全を期する。

第9節 二次災害防止計画

【関連部署】 総務班、衛生班、産業土木班

危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第1 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。

これらの被害を最小限に止めるため、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第2 降雨、余震等に伴う二次災害の防止

町、県及び関係機関は、降雨あるいは余震等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止することとする。

1 水害・土砂災害・宅地災害対策

町、県及び関係機関は、降雨あるいは余震等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、災害復旧技術専門家派遣制度※を活用して行うものとする。

点検結果を踏まえ、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有

害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

町は、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

※災害復旧技術専門家派遣制度

公益社団法人全国防災協会の、自治体からの要請に対し、災害復旧事業に熟知した災害復旧技術専門家を派遣し、①災害調査に関する支援、②復旧工法に関する技術的助言、③その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言を行う制度

2 建築物災害対策 – 被災建築物応急危険度判定 –

町及び県は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会）に従い、目視にて行う。

イ 判定の結果は、3段階で3色のステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼り付ける。

■被災建築物応急危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

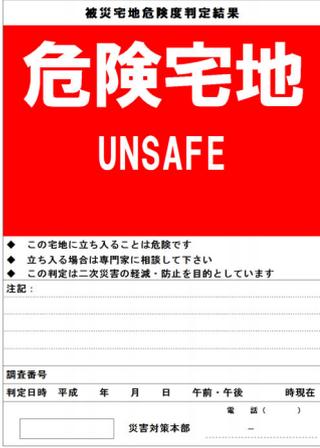
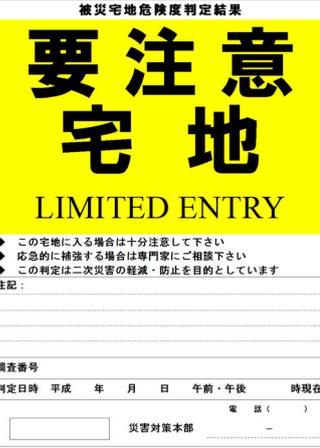
3 宅地災害対策 – 被災宅地危険度判定 –

町及び県は、被災した宅地の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

(1) 被災宅地危険度判定の実施

- ア 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき、迅速かつ的確に行う。
- イ 判定の結果は、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定作成の手引き」（同上）に基づき、宅地ごとに調査票に記入する。（点数評価）
- ウ 判定終了後、3段階で3色のステッカー（赤「危険宅地」、黄「要注意宅地」、緑「調査済宅地」）に判定理由を明記し、宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に貼り付ける。

■被災宅地危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	<p>変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。</p>	<p>変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。</p>	<p>変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。</p>

第3 建築物のアスベスト飛散防止

共通編「第3編 第3章 第7節 第2 5 建築物のアスベスト飛散防止対策」（P114）を参照。

第10節 公安警備計画

【関連部署】 総務班、消防団、粕屋警察署

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持に当たることとする。

第1 警備対策

1 警察

警察は、災害時における住民の生命身体及び財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序の維持にあたるため、次の処置を講じる。なお、実施の際の警備体制や方法等は、警察本部等の公安警備計画によるものとする。

■警察の任務・警備体制

警察の任務	1. 情報の収集及び伝達 2. 被害実態の把握 3. 警戒区域の設定 4. 被災者の救出救護 5. 行方不明者の搜索 6. 被災地、危険箇所等の警戒 7. 住民に対する避難指示及び誘導 8. 不法事案等の予防及び取締り 9. 避難路及び緊急輸送路の確保 10. 交通の混乱防止及び交通秩序の確保 11. 民心の安定に必要な広報活動 12. 関係機関の応急対策等に対する協力
警備体制	警察における警備体制及び所掌事務については、警察本部長の定めるところによる。

2 町

町は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団等と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

第11節 緊急輸送計画

【関連部署】 総務班、産業土木班

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、緊急輸送体制の確保について定める。

第1 緊急輸送対策の実施

■輸送にあたっての配慮事項

- | | | |
|----------|------------|-----------------|
| 1. 人命の安全 | 2. 被害の拡大防止 | 3. 災害応急対策の円滑な実施 |
|----------|------------|-----------------|

■輸送対象の想定

第1段階	1. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 3. 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4. 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	1. 上記第1段階の続行 2. 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 3. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	1. 上記第2段階の続行 2. 災害復旧に必要な人員及び物資 3. 生活必需品

第2 緊急通行車両等の確認

知事又は県公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、車両の使用者の申出により、災害対策基本法第33条の規定により緊急通行車両等の確認(証明書及び標章の交付)を行う。

1 申請手続き

総務班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証(写)」を県又は県公安委員会に提出する。

■申請書提出先

県	総務部防災危機管理局、福岡農林事務所
県公安委員会	県警察本部交通部交通規制課、粕屋警察署交通課

県又は県公安委員会は、緊急通行車両等であることを認定したときは、速やかに緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側(助手席)の内側のウインドガラス上部の全面から見やすい箇所に貼付し、緊急通行車両等確認証明書は、当該車両に備えつける。

【資料編】2-17 緊急通行車両確認申請書(P61)

2 災害発生時の事前届出車両の措置

県公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ各関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理している。事前届出車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し緊急通行車両確認証明書及び標章が直ちに交付される。

【資料編】2-16 緊急通行車両等事前届出書(P60)

第3 緊急輸送路の確保

1 緊急輸送路の確保

産業土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、総務班は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、粕屋警察署と密接な連絡をとる。

2 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道及び一般県道から選定し、緊急輸送道路として指定している。町内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

■県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	町内の路線
1次ネットワーク	該当なし
2次ネットワーク	県道筑紫野古賀線、県道飯塚大野城線、県道志免須恵線

第4 緊急輸送

1 車両・燃料の確保

(1) 町有車両の確保・配車

総務班は、町所有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

(2) 車両の確保

総務班は、町所有車両では不足する場合又は町所有車両では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

(3) 燃料の確保

総務班は、町所有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

2 その他の輸送手段の確保

(1) 鉄道輸送

社会福祉班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、九州旅客鉄道(株)に鉄道による輸送を要請する。

(2) 航空輸送

災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、自衛隊と連携して臨時ヘリポートの開設をする。

【資料編】1-19 臨時ヘリポート一覧(P28)

3 緊急輸送の手配

社会福祉班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、車両等の手配を行う。

第5 災害救助法が適用された場合

■災害救助法に基づく措置

輸送の範囲	1. 被災者の避難 4. 飲料水の給水 7. 死体の対策(埋葬を除く)	2. 医療及び助産 5. 救済用物資	3. 被災者の救出 6. 死体の捜索
輸送の費用	福岡県災害救助法施行細則で定める額		
輸送の期間	当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が県より内閣総理大臣の承認を得て延長された場合(特別基準)は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。		

【資料編】2-11 災害救助法(抜粋)(P47)、2-12 災害救助法施行令(抜粋)(P48)

第12節 給水計画

【関連部署】 上下水道班

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水について定める。

第1 方針

1. 基本的な考え方

- ア. 災害時においては、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。
- イ. 指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

2. 町の実施方針

- ア. 町は、あらかじめ給水計画を定め、災害時における飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。
- イ. 町のみでは、飲料水の確保及び給水等が困難な場合は、隣接市町村及び県に対して応援を要請する。

第2 応急給水の目標水量

本町が実施する被災者に対する応急給水については、給水地域の状況により、当初は最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日目からは復旧の段階に応じて給水量を増加させ、発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

■応急給水の目標水量の目安

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3日	3 ㍴/人・日	概ね1km以内	飲料水（生命維持用水）
10日	20 ㍴/人・日	概ね250m以内	飲料水+炊事用水+トイレ用水
21日	100 ㍴/人・日	概ね100m以内	上記+洗濯水+指定避難所での入浴
28日	約250 ㍴/人・日	概ね10m以内	自宅での入浴・洗濯
29日	通水		被災前と同水準

第3 水源の確保

上下水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保する。

■確保する水源

- | | | |
|-------------|---------------|----------|
| 1. 浄水場、配水池等 | 2. 飲料用浄水装置の活用 | 3. 民間の井戸 |
|-------------|---------------|----------|

第4 給水活動

1 需要の把握

上下水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

1. 断水地区の範囲	2. 断水地区の人口、世帯数	3. 避難所及び避難者数
4. 給水所の設置場所		

2 給水活動の準備

上下水道班は、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

給水拠点の設定	避難所		
活動計画書作成	1. 給水方法	2. 給水量	3. 資機材の準備
	4. 人員配置	5. 広報の内容・方法	6. 水質検査等
応援要請	自衛隊、他水道事業所		
給水資機材の確保	1. 水槽積載車は、自衛隊、他水道事業所から調達 2. 備蓄品(不足するときは業者から確保)		

3 給水活動

避難所又は空地を利用した近くの配水管より臨時給水装置(5~10栓)による仮給水所を開設する。給水拠点では、町民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

ただし、被災地の状況により臨時給水装置による給水ができない場合は、交通の状況等を考慮して給水拠点を設定し、給水車にて供給する。なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

第5 災害救助法が適用された場合

■災害救助法に基づく措置

対象	災害のために現に飲料水を得ることができない者
支出できる内容	1. 水の購入費 2. 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費 3. 薬品及び資材費
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則で定める額
期間	災害発生の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

■給水量等の基準(給水量等の基準は、次表を標準とする。)

給水の基準	給水量の基準	備考
1. 災害救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	1人1日当たり3ℓ	飲料水のみ
2. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用費14ℓ	洗面、食器洗い
3. 伝染病予防法により知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20ℓ	2. +洗濯用水
4. 3の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35ℓ	3. +入浴用水

第13節 食料供給計画

【関連部署】 社会福祉班

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等について定める。

第1 方針

1. 基本的な考え方

- ア. 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。
- イ. 災害当初にあつては、公立学校、幼稚園、保育園、組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・製パンの調達により給食を実施する。なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し町による輸送は原則として行わないものとする。
- ウ. イ. による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給するが、できるだけ早期に2による給食に切り替える。
- エ. 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。
- オ. エ. 以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
 - a. 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
 - b. 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
- カ. 町民等においては以下の対応を要請する。
 - a. 指定避難所等に避難していない町民については、可能な限りにおいて2～3日間は、町民自身が備蓄している食料で対応するよう促す。
 - b. 地域、隣近所等により町民相互で助け合うよう促す。
- キ. 事態がある程度落ち着いた段階では、給食需要の明確化を図り対応する。

2. 町の実施方針

- ア. 町は、あらかじめ災害時における食料供給計画（輸送計画を含む）の策定に努め、町民生活の安定に重要な食料品等の確保及び備蓄を行い、被災者に対する給食を実施する。
- イ. 町は、備蓄食料が不足するなど被災者に対し必要な食料の確保と供給ができないと判断された場合は、自衛隊応援要請を踏まえ県及び周辺市町村に対し応援要請を行う。

第2 備蓄食料の供給

災害直後は、原則として、町民、事業所の備蓄食料を用いる。教育班・社会福祉班は、災害直後に避難所等へ備蓄食料を供給し、輸送業者にその搬送を依頼する。

第3 食料の確保

1 食料供給の対象者

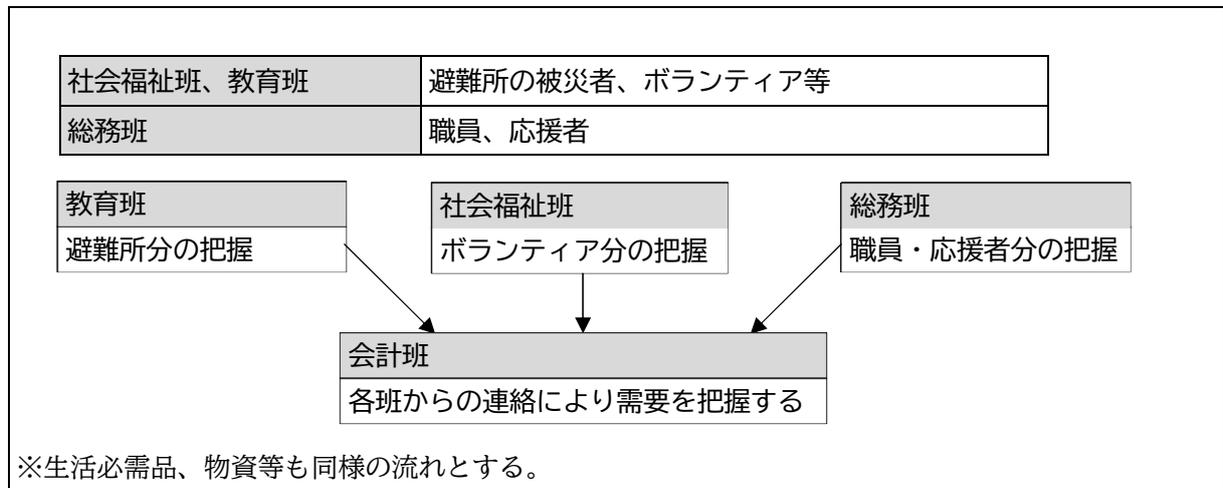
食料供給対象者は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 1. 指定避難所に受入れられたもの | 2. 住家に被害を受けて炊事のできない者 |
| 3. 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者 | |
| 4. ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者 | |
| 5. 救助活動に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。） | |

2 需要の把握

会計班は、避難所等の被災者、職員、応援部隊等に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。次の班は、食料等の必要量を把握し、会計班に報告する。

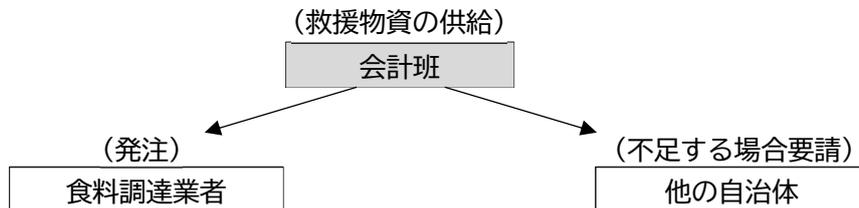
■需要の把握



3 食料の確保

会計班は、上記報告に基づき食品販売業者及び製造業者に食料を発注する。なお、業者だけでは不足するときは、県又は隣接市町村に対して食料の供給を要請する。

- | |
|---------------------|
| 1. 供給する食料：弁当、パン、牛乳等 |
| 2. 食料の確保 |



※生活必需品、物資等も同様の流れとする。

第4 食料の供給

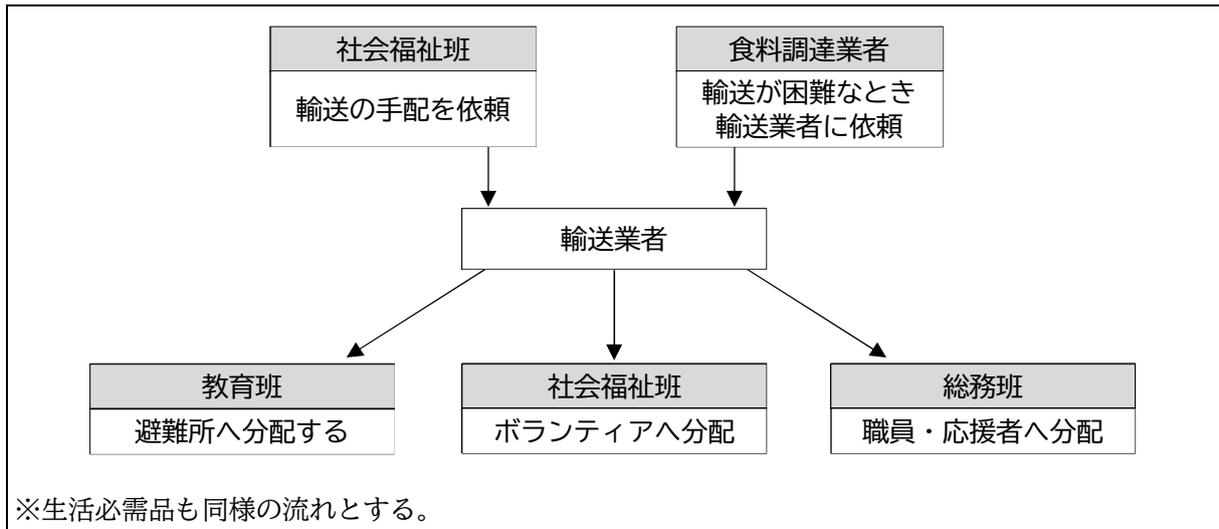
1 食料の輸送

社会福祉班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。

2 食料の分配

社会福祉班は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。また、必要に応じて炊き出しを行う。

■食料の輸送と分配



第5 災害救助法による炊き出し及び食品の給与方法

■災害救助法に基づく措置

給与の対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定避難所に受け入れられた者 2. 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者 3. その他町長が給与の必要と認めた者
給与の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町長は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害救助用米穀の引渡申請を知事にしなければならない。 2. 知事は、町長からの引渡申請又は申請を待つことなく、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。農産局長は、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者及び知事又は市町村と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。 3. 町長は、知事からの連絡に基づき知事の指定する者から引渡を受けるものとする。
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則で定める額
期間	災害発生の日から7日以内。ただし、特別な事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

第14節 生活必需品等供給計画

【関連部署】 社会福祉班

被災者に対する寝具、被服その他生活必需品の給与又は貸与について定める。

第1 方針

1. 基本的な考え方

- ア. 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- イ. 災害当初にあっては、町及び県の備蓄を放出又は協定業者から調達するが、協定業者に依頼する場合には、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送は最小限にとどめるものとする。
- ウ. 町民等においては以下の対応を要請する。
 - a. 2～3日間は、可能な限り、町民自身が備蓄している生活必需品等で対応するよう促す。
 - b. 町民相互で助け合い、在宅の要配慮者への配送等は地域で対応するよう促す。
- エ. 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、指定避難所別、世帯別等に配給計画を定め、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に配給を実施する。
- オ. 協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないよう努める。

2. 町の実施方針

- ア. 町は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する。
- イ. 町は、災害対策本部において実施困難な場合は、県又は他の機関に応援要請する。

第2 備蓄品の供給

社会福祉班は、災害直後に避難所への毛布等の備蓄物資を供給し、輸送業者にその搬送を要請する。

第3 生活必需品の確保

1 生活必需品の対象者

- (1) 災害により住家に被害を受けた人
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- (3) 被覆、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

2 生活必需品の範囲

- (1) 寝具(毛布、布団等)
- (2) 被服(衣服、肌着、大人用紙おむつ等)
- (3) 炊事道具(鍋、炊飯用具、包丁等)
- (4) 食器(茶碗、皿、はし等)
- (5) 保育用品(ほ乳びん、紙おむつ等)
- (6) 光熱材料(マッチ、ローソク、簡易コンロ等)

- (7) 日用品(石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル、乾電池)
- (8) その他

3 需要の把握

生活必需品の必要量の把握は、食料と同様に行い、社会福祉班が総括する。

4 生活必需品の調達

社会福祉班は、販売業者に生活必需品を発注する。なお、業者だけでは不足するときは、県、日赤福岡県支部又は周辺市町村に対して物資の供給を要請する。

第4 生活必需品の供給

1 生活必需品の輸送

社会福祉班は、物資調達業者が輸送困難なときは、生活必需品の輸送を輸送業者に要請する。

2 生活必需品の保管

調達した生活必需品の保管が必要なときは、社会福祉班が公共施設等に保管する。

3 生活必需品の分配

社会福祉班は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。

第5 災害救助法が適用された場合

■災害救助法に基づく措置

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害により住家に被害（全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水）を受けた者 2. 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者 3. 被服寝具その他生活必需品等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
被服、寝具、その他生活必需品として認められる品目	<ul style="list-style-type: none"> 1. 被服、寝具及び身の回り品（洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等） 2. 日用品（石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等） 3. 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等） 4. 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
給与又は貸与の方法	一括購入し、又は備蓄物資から放出し町長が分配する。
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則で定める額
給与又は貸与の期間	災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第15節 保健衛生、防疫、環境対策計画

【関連部署】 社会福祉班、衛生班

被災地域における感染症予防、環境の悪化防止、飲食に起因する危害発生防止のため、県や関係機関と協力して迅速かつ的確な防疫活動等を行い、衛生状態を保持することで町民生活の安定を図るとともに、健康相談等により被災者の心身の安定を図ることについて定める。

第1 保健衛生対策

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本として対応する。

1 健康相談等実施

町及び福岡県粕屋保健福祉事務所は、保健師部隊を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

- (1) 要配慮者（高齢者、障がいのある人、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- (2) 指定避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- (3) 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- (4) 心のケア

2 栄養相談等の実施

町及び福岡県粕屋保健福祉事務所は、栄養士部隊を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- (1) 要配慮者に対する栄養指導
- (2) 指定避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- (3) 指定避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

3 心のケア対策

衛生班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者の精神負担の軽減に努める。

4 食品衛生対策

衛生班は、粕屋保健福祉事務所と協力し、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。また、被災者等へ供給する食品、炊き出し等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

5 避難所における衛生管理

衛生班は、教育班、社会福祉班、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- | | | |
|----------------|-----------------|----------------|
| 1. トイレの清掃・消毒 | 2. 避難所居住スペースの清掃 | 3. ゴミ置き場の清掃・消毒 |
| 4. 手洗い、うがい等の励行 | 5. 食品の衛生管理 | |

6 愛護動物の救護等の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。衛生班は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等、衛生管理が必要になると考えられることから、飼養動物等の管理等に必要な措置を講じる。

(1) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

■愛護動物の保護等の内容

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| 1. 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 | 2. 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 |
| 3. 飼養困難な愛護動物の一時保管 | |
| 4. 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集及び提供 | |
| 5. 愛護動物に関する相談の実施等 | |

(2) 指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

町は、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うとともに、以下に示す事項について、県の協力を得て、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

■愛護動物の飼育指導の内容

- | |
|--|
| 1. 各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等による町への支援 |
| 2. 指定避難所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整 |
| 3. 他市町村への連絡調整及び応援要請 |

(3) 飼養動物、危険動物等の管理

町は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等、衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じる。

第2 防疫対策

県及び町は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

また、町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

1 防疫班の編成

衛生班は、防疫活動実施のための防疫班を編成し、防疫活動を実施する。被災状況によっては、衛生業者に委託して防疫班を複数編成する。不足する場合は、県に応援を要請する。

■防疫班の編成

衛生技術者（班長）：1名	作業員：2～3名	事務：1～2名
--------------	----------	---------

2 防疫業務の実施

衛生班は、粕屋医師会等と協力し、粕屋保健福祉事務所の指示により次の防疫事務を実施する。

■災害防疫業務

- | | | |
|-----------------------|---------------------|----------------|
| 1. 感染症予防対策に関する広報活動の強化 | 2. 消毒の施行 | 3. ねずみ族、昆虫等の駆除 |
| 4. 生活用水の使用制限及び供給等 | 5. 指定避難所の衛生管理及び防疫指導 | |
| 6. 臨時予防接種の実施 | | |

第3 環境対策

町は、災害により工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の取扱業者の把握に努め、災害の状況に応じては調査を行い、漏出等を把握した場合は、速やかに県に報告し、県と協力の上、その対策を講じるものとする。

また、有害物質等を取り扱う工場・事業所等においては、有害物質等の漏出等が生じた場合の対応及び届出についての周知に努める。

第16節 交通対策計画

【関連部署】 総務班、産業土木班

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置について定める。

第1 被害状況の把握

1 交通情報の収集

総務班は、粕屋警察署及び道路管理者と連絡をとり、交通情報の収集、整理を行う。

■収集する情報

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1. 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し | 4. その他必要な事項 |
| 2. 交通規制の実施状況(道路名、区間、迂回路等) | |
| 3. 特に危険と認められた道路及び橋梁の位置 | |
| | |

2 被災状況の把握

産業土木班は、道路及び橋梁のパトロール等を実施し、被害状況の早期発見に努め、交通体系の早期普及及び安全対策の確保に努める。

■パトロール実施項目

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1. 道路、のり面の崩壊、樹木等の倒木状況 | 2. 水路、側溝等の流出状況 |
| 3. 橋梁の滞留物等の状況 | 4. 積雪の状況 |
| 5. 道路占有物（水道、電力施設関係）の被害状況 | |

第2 交通規制等の実施

粕屋警察署又は道路管理者は、応急対策上重要な路線等について交通規制を実施する。

産業土木班は、町管理の道路が、浸水、陥没、路肩崩壊、土砂災害により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、通行禁止又は制限措置をとる。

1 警察（公安委員会）

■交通規制等の実施内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、災害応急対策を行う緊急通行車両等の通行を確保するため必要があると認めるときは、緊急交通路を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。 2. 緊急通行車両等の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。 3. 緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 |
|--|

2 町及び県の道路管理者による通行の禁止、制限

■交通規制等の実施内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 2. 各道路管理者は関係警察署と協力し、関係警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して、迅速に管内の交通情報を把握することに努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。 3. 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。 4. 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。 |
|---|

第3 相互の連携・協力

警察（公安委員会）及び道路管理者（町及び県）、鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）等は、次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。

- 1 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- 2 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請
- 3 通行の禁止又は制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、又は緊急を要する場合は事後すみやかにその内容及び理由を通知する。
- 4 指定公共機関、指定地方公共機関にある鉄道事業者は、災害、事故発生時の状況及び、その後の運行体制についての連絡・通報をする。

第4 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

産業土木班は、町管理の道路の通行禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講じる。

- 1 法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置
- 2 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる措置

第5 広報

産業土木班は、町管理の道路の通行禁止又は制限措置を講じた場合において、必要がある場合は、適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

第17節 障害物除去計画

【関連部署】 産業土木班

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家、又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去について定める。

第1 障害物除去の実施者

- 1 山(がけ)崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去は、本町が行う。
- 2 道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれ、道路、河川等の管理者が行う。

第2 障害物除去の対象

- 1 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 3 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- 4 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物除去の実施内容

住宅関係	産業土木班は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。
河川関係	産業土木班は、河川、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。
道路関係	産業土木班は、町管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。また、町管理道路以外でも、交通に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。

第4 障害物除去の方法

- 1 産業土木班は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- 2 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

第5 資機材、人員の確保

産業土木班は、スコップ、ロープその他障害物除去に必要な資機材及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する資機材及び人員を調達する。

第6 除去した障害物の集積場所

- 1 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 2 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 3 盗難の危険のない場所を選定する。
- 4 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第7 障害物除去に関する応援、協力

県は、町から障害物の除去について応援、協力要請があったときは、適当な措置を講じる。

第8 災害救助法が適用された場合

■災害救助法に基づく措置

障害物除去の対象	1. 当面の日常生活が営みえない状態にあること。 2. 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。 3. 自らの資力をもっては除去ができないものであること。 4. 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること。 5. 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。
除去の方法	救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は町長）が実施する。
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める。
機関	災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第18節 文教・保育対策計画

【関連部署】 社会福祉班、教育班

災害等の発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処理等の措置について定める。

第1 学校教育対策

1 指定避難所としての学校の役割

- (1) 学校が指定避難所となる場合、指定避難所の運営は、町が行う。
- (2) 教職員は、児童・生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。
- (3) 教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、指定避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

2 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

町立学校の応急教育は、町教育委員会が計画し実施する。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

町教育委員会は校長と協力し、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策の実施に努める。

(3) 児童・生徒等の安全の確保措置

災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置をとる。

■町立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、町教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は町教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

■校長の措置

事前準備	<ol style="list-style-type: none">1. 校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。2. 校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。<ol style="list-style-type: none">ア. 学校行事、会議、出張等を中止することイ. 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の確認ウ. 県(町)教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認エ. 時間外においては、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知オ. 児童・生徒等の避難路・指定緊急避難場所の安全性の確認3. 校長は、災害のため、授業を継続することにより児童・生徒の安全を確保することが困難な場合は、県(町)教育委員会の指導・助言に基づいて、休校措置等をとる。
------	--

災害時の体制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。 2. 校長は、災害が発生した場合、児童・生徒の安全を確保するため、学校での待機又は保護者への引き渡し等適切な措置をとる。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。 3. 校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県(町)教育委員会と連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。 4. 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。 5. 応急教育計画については、県(町)教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
災害復旧時の体制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、県(町)教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。 2. 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。 3. 疎開した児童・生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。 4. 災害の推移を把握し、県(町)教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(4) 災害救助法が適用された場合

■災害救助法に基づく措置

対象	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則で定める額
期間	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

(5) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について、正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア 公立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、町立学校等にあつては、町において応急復旧工事を実施する。

イ 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、次の措置を講じる。

① 県立学校については、県教育委員会が確保する。

② 町立学校については、町教育委員会から要請のあった場合については、県教育委員会は市町村(組合)教育委員会間の調整を図る。

(6) 教職員補充措置

教育班は、災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

■町立学校に対する措置

1. 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、町教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。
2. 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。
 - ア. 条例定数の範囲内においてできる限りの補充を行う。
 - イ. 被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
 - ウ. 必要に応じて、時間講師の配当を行う。
 - エ. 上記ア～ウの措置によってもなお補充が十分でないときは、教育委員会事務局、県教育センター等に勤務する教職員を臨時に被災学校に派遣するよう措置する。

3 就学援助に関する措置

教育班は、被災によって就学困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給に必要な措置をとる。

4 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

■県教育委員会が行う援助又は救護

1. 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、町教育委員会に報告し、県教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。
 - ア. 被害があってもできうる限り継続実施するよう努めること
 - イ. 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること
 - ウ. 指定避難所として使用されている学校については、その給食施設は被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること
 - エ. 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意すること
2. 給食用製パン工場、製粉工場、炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県牛乳協会が被災状況を速やかに県教育委員会に報告する。県教育委員会は、報告に基づき、関係機関と協議の上、学校給食用物資の供給対策を講ずる。

5 災害時における環境衛生の確保

学校内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

また、各学校では、児童・生徒の健康診断、衛生指導等を行う。

6 被災児童・生徒へのメンタルケア

教育班は、町・県教育委員会、校長、教職員及び粕屋保健福祉事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行い、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

7 学用品の給与

災害により学用品を失った児童・生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

教育班は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被災者名簿及び学籍簿と照合する。学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具、学用品は、町内の業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

第2 保育対策

1 園児の安全確保措置

教育班は、災害発生時における園児の安全の確保に関し、次の措置をとる。

保育所及び幼稚園では、災害等が発生した場合、園児、職員の安全を確保する。園児は災害が発生後又はそのおそれがある場合、保護者に引き渡すが、迎えのない園児は一時的に保護する。

2 応急保育等の実施

教育班は、施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合は、臨時的な保育所を設け、応急保育等を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

第3 文化財応急対策

教育班は、所有者（管理責任者）から文化財に被害が発生したとの報告があったときは、町を経由して、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

■県教育委員会が行う援助又は救護

1. 文化財が被害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、町を経由して、その結果を県教育委員会に報告する。
2. 県教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し応急措置をとるよう指導・助言を行う。
3. 県教育委員会は、必要に応じ文化財専門職員の派遣等を検討する。

【資料編】1-24 指定文化財の状況(P32)

第19節 応急仮設住宅提供等計画

【関連部署】 産業土木班、衛生班

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には町又は県の公共施設等を利用して指定避難所として収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等の実施について定める。

【資料編】2-15 救助法施行細則に基づく救助の程度(P53)、2-18 ける応急仮設住宅の建設に関する協定(P62)

第1 空き家住宅の活用

1 町及び県は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。

(1) 公的住宅

県営住宅のほか、県内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、高齢・障がい・求職者支援機構等の所有する空き家

(2) 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(3) 企業住宅、保養所等

2 募集は、被災市町村及び空き家提供事業主体が行うものとする。

第2 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

(1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

(2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

2 建設用資機材等の調達

■建設用資機材等の調達

県	<p>町から用地及び資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、(一社)プレハブ建築協会、福岡県建築物災害対策協議会、タマホーム(株)、(一社)日本木造住宅産業協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)福岡県木材組合連合会(主として製材品など)及び福岡県森林組合連合会(主として木杭など)、九州森林管理局等関係機関等と協議し、その確保に努めるとともに、他の市町村に対し、必要な応援の措置について指示する。</p> <p>また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</p>
九州森林管理局	<p>県からの要請等を踏まえ、木材(原木)の供給促進を行うなど、被災地の木材の需要に応じる。</p>

3 応急仮設住宅の用地確保

産業土木班は、次の条件を考慮し、建設型仮設住宅の用地を確保する。

○浸水・がけ崩れ等の危険がないこと	○飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
○児童生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること	
○交通の便がよいこと	○敷地が広大であること
	○公有地であること

4 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

■災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

面積	1戸当たりの面積は、世帯構成人員等を考慮して設定する。入居予定者の状況によって、高齢者、障がいのある人向けの仕様にも配慮し、段差の解消、スロープ及び手すり、十分な広さをとった間口等の設置を行う。
費用	1戸当たりの平均が、国の示す限度額以内とする
集会等の施設の設置	応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
高齢者等への配慮	高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上受入れ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
着工期間	災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に県より内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。（特別基準）
建設	建設業者関係団体等の協力を得て行う。
応急仮設住宅への入居資格	住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議のうえ、町が入居者を選定する。なお、この場合、以下の点にも留意するものとする。 1. 入居決定に当たっては、高齢者、障がいのある人等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がいのある人等が集中しないよう配慮する。 2. 要配慮者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。 3. 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。
応急仮設住宅の建物の管理	町の協力を得て県が行い、入居者の管理は、町が行う。 また、町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
入居者に応急仮設住宅を供与する期間	完成の日から2年以内とする。

5 応急仮設住宅の建設支援

■実施責任者

1. 建築基準法第 85 条に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅の建設を支援する。
2. 災害により住宅等を滅失若しくは破損したとき、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合、建築確認申請手数料を免除あるいは減免する。

第3 公営住宅及び借上型仮設住宅（みなし仮設）の確保

産業土木班は、公営住宅及び借上型仮設住宅の空室の確保・供給に努める。

1 公共住宅の確保

産業土木班は、公営住宅及び借上型仮設住宅の空室の確保・供給に努める。

2 借上型仮設住宅の確保

大規模災害等の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる借上型仮設住宅の提供を行う。また、発生直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携を図るものとする。

第4 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
- (2) 災害救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、町長が行う。

2 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

■災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

応急処理の対象	住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力をもってしては、修理ができない者の住宅とする。
修理範囲	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。
修理の期間	災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。 ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に県より内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。（特別基準）
修理	建設業関係団体等の協力を得て行う。
修理を実施する住宅	選定は、町が行う。
修理に要する費用	1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構九州支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

第5 住宅等に流入した土石等の除去

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する。

1 実施責任者

- (1) 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
- (2) 災害救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町が行う。

2 障害物除去の方法

- (1) 産業土木班は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

3 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

■災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

障害物除去の対象	1. 当面の日常生活が営みえない状態にあること。 2. 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。 3. 自らの資力をもっては除去ができないものであること。 4. 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること。 5. 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。
除去の方法	救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施する暇がない場合は町長）が実施する。
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則で定める額
期間	災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は県より内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第6 公営住宅の修繕・建設

1 公営住宅の修繕・供給促進

町及び県は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、町が建設し、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

第7 被災住宅に対する融資（独立行政法人住宅金融支援機構）

自然災害によって住宅に被害を受けた者は、次により、災害復興にかかる住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し込むことができる。

1 建設の場合

町から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、建設資金の融資を申し込むことができる。

また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額			特例加算額
建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金
1,650万円	970万円	440万円	510万円

(2) 融資金利

独立行政法人住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間【建設】

耐火構造	準耐火構造	木造(耐久性)	木造(一般)
35年	35年	35年	25年

2 購入の場合

町から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、住宅購入資金の融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特別加算額 (購入資金)
新築住宅		2,620万円	510万円
リ・ユース住宅 (中古住宅)	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,320万円	
	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,620万円	

(2) 融資金利

独立行政法人住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間

【新築住居購入】

耐火構造	準耐火構造	木造(耐久性)	木造(一般)
35年	35年	35年	25年

【リ・ユース住宅購入】

リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション
35年	25年

3 補修の場合

町から住宅に10万円以上の被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、補修資金の融資を申し込むことができる。

また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額	補修資金	引方移転資金	整地資金
	730万円	440万円	440万円

(2) 利率

独立行政法人住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間 20年

※ 上記融資概要は、平成29年11月現在のものである。融資制度の詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構に問い合わせること。

第20節 中高層建築物災害応急対策計画

【関連部署】 産業土木班

中高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた警防体制の整備を図るとともに、次の各種対策を実施する。

第1 消防本部

1 消防活動体制

中高層建築物に係る災害が発生した場合は、おおむね次のとおり消防活動体制を確立する。

■消防活動体制

- | | | |
|---------------------|------------|-----------|
| 1. 出動基準の決定 | 2. 指揮本部の設定 | 3. 危険度の判定 |
| 4. 関係機関との通報、連携体制の確立 | | |

2 消防活動内容

消防活動は、火災及びガス漏れ事故等に留意し、各々必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

(1) ガス漏れ事故

現場到着時の措置	粕屋南部消防本部は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。
ガス漏れ場所への進入	消防隊のガス漏れ場所への進入に当たっては、次の事項に留意する。 1. ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。 2. 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。

ガス漏れ場所への進入	<p>3. 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。</p> <p>4. 火花を発生する機器の使用及びスイッチの操作により、火花を発生する機器等のスイッチ操作を厳禁する。なお、エアソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。</p>
------------	--

(2) 火災等

人命救助	<p>人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 救助活動体制の早期確立と実施時期 2. 活動時における出場小隊の任務分担 3. 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用
消火	<p>消火活動については、特に次の事項に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高層建築物等の消防用設備の活用 2. 活動時における出場小隊の任務分担 3. 浸水、水損防止対策 4. 排煙、進入時等における資機材対策

第2 警察

人命保護を最重点として、本章第10節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

■活動の内容

現地指揮所等の設置	幹部の早期現場臨場により現場指揮体制を確立し、現地指揮所を設置する。
救出救護	被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と、消防機関や救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。
避難誘導	避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所の要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。
警戒区域の設定	二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。
交通規制	救出救護活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。
その他	町及びその他関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体検視等所要の措置をとる。

第21節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画

【関連部署】 衛生班

町は、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。

災害廃棄物については、あらかじめ県及び町が策定する災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を行う。

県は、広域的な災害廃棄物の処理が必要となる場合に、あらかじめ県が策定する災害廃棄物処理計画に基づき支援を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

第1 ごみ処理

1 方針

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に処理する。

2 町

■町の実施方針

1. 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
2. ごみの収集、運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠し実施する。
3. 収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。
4. 町で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
5. 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図る。仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮する。
6. 住民等への広報
住民等に対し以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。
 - ア. ごみの収集処理方針
 - イ. ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）
 - ウ. ごみの分別への協力要請

■須恵町におけるごみ処理場

ゴミ処理場	所在地	電話番号 (092-)
グリーンパークわかすぎ	糟屋郡篠栗町大字若杉 779 番地 18	947-5304

3 県

■県の実施方針

1. 県は、町からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行う。
2. 被災町や県内市町村でごみの処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、他県や関係省庁に支援を要請する。
3. 県は、被災町に対し、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業等補助金）の活用について照会を行い、適切な処理を図る。

第2 し尿処理

1 方針

災害時により発生するし尿を適正に処理する。

2 町

■町の実施方針

1. 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
2. し尿の収集、運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠し実施する。
3. 収集したし尿は原則としてし尿処理施設及び下水道処理施設により処理する。
4. 町で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
5. 被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がいのある人等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
6. 浸水地域等の悪条件の地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

■須恵町におけるし尿処理場

ゴミ処理場	所在地	電話番号 (092-)
酒水園	糟屋郡粕屋町大字酒殿 1 番地 1	939-1336

3 県

■県の実施方針

1. 県は、町からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行う。
2. 被災町や県内市町村でし尿の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、他県や関係省庁に支援を要請する。
3. 県は、被災町に対し、国庫補助金（災害廃棄物処理事業補助金）の活用について照会を行い、適切な処理を図る。

第3 がれき等処理

1 方針

町、県及び関係機関は、次の方針によりがれき等の処理を実施する。

■がれき等処理の方針

1. 災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生するがれき等を迅速かつ適正に処理する。
2. がれき等のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急啓開路線については、優先的に実施する。
3. がれき等発生現場での分別を原則とする。
4. 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害となったりしないように配慮する。
5. 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
6. がれき等処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
7. アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。
8. 発生したがれき等の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘察し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、がれき等の計画的な収集、運搬及び処分を行い、がれき等の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、がれき等を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。
9. 損壊建物の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 町

町は、次のとおりがれき等を実施することとする。

■町の実施方針

1. がれき等の発生量の見積もり
町は、被害状況をもとにがれき等の発生量を見積もる。
2. 処理体制の決定
町は、がれき等の見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。被害が甚大で市町村で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施するものとする。
3. がれき等の仮置場及び搬送路の確保
短期間でのがれき等の焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。
4. がれき等発生現場における分別
原則としてがれき等発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。
5. がれき等の仮置場への搬入
6. 仮置場の消毒

7. 最終処分場への搬入
8. 住民等への広報
住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき等処理の円滑な推進を図る。
 - ア. がれき等の処理方針
 - イ. がれき等の分別への協力要請
 - ウ. 仮置場
 - エ. 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

3 県

■県の実施方針

1. 県は、必要により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。
2. 被災町や県内市町村でがれき等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、他県や関係省庁に支援を要請することとする。
3. 県は、被災町に対し、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金）の活用について照会を行い、適切な処理を図る。

4 関係機関

関係機関においては、「1 方針」に基づき、がれき等の処理を行う。

第4 道路、河川等に残る障害物の除去

第1～第3の対策によっても、道路、河川等に残る障害物については、それぞれ、道路、河川等の管理者が除去する。

1 資機材、人員の確保

実施者はスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保につとめるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

2 除去した障害物の集積場所

- (1) 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難の危険のない場所を選定する。
- (4) 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

3 障害物除去に関する応援、協力

県は、市町村から障害物の除去について応援、協力要請があったときは、適当な措置を講じる。

第5 死亡獣畜処理

町は、粕屋保健福祉事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第22節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画

【関連部署】 総務班、産業土木班、西日本電信電話(株)、日本放送協会

災害時において、一般通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信等の確保を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

第1 国内通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

1 情報の収集報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

■情報収集の項目

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1. 気象状況、災害予報等 | 2. 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 |
| 3. 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 | 4. 被災設備、回線等の復旧状況 |
| 5. 復旧要員の稼働状況 | 6. その他必要な情報 |

2 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

3 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

■警戒の措置事項

- | |
|--|
| 1. 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。 |
| 2. 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。 |
| 3. 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。 |
| 4. 災害対策用機器の点検と出動準備、或いは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講じる。 |
| 5. 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。 |
| 6. 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。 |
| 7. その他、安全上必要な措置を講じる。 |

4 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

■警戒の措置事項

1. 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
2. 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
3. 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
4. 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
5. 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が摘要された場合等には、避難場所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。利用方法については「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって、伝言・録音・再生を行う。

(4) 災害用ブロードバンド伝言版「web171」の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言版「web171」を提供する。なお、災害用ブロードバンド伝言版「web171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。利用方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版「web171」の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信のそ通及び利用制限の措置及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示板により直接当該被災地に周知する。

6 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時から、あらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請

(3) 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通管制又は輸送制限に係わる特別許可の申請

イ 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

(4) 電源対策

商用電線の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請

(5) 利用者対応

利用者に対しても故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等において情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。

7 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

■回線の復旧順位表

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

第2 放送施設災害応急対策（日本放送協会福岡放送局）

1 応急対策

(1) 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め要員を確保する。

(2) 資機材の確保

ア 電源関係諸設備の整備確保

イ 中継回線、通信回線関係の整備及び確保

ウ 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備

エ あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達確保

(3) 放送施設応急対策

ア 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱上の注意事項について、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知を図る。

イ 災害情報の確保

関係自治体と協議の上、避難所等での災害情報収集のため、放送受信の確保を図る。

ウ 各種相談等の実施

被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

2 復旧対策

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施にあたっては、人員、資機材等を最大限に活用して作業を迅速に押し進め、全般的な早期復旧を図る。

第23節 電気施設・ガス施設災害応急対策計画

【関連部署】 産業土木班、九州電力(株)

災害時において、電気、ガス施設等を災害から保護するとともに、速やかに応急復旧を行い、供給機能を維持する。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

第1 電気施設の応急対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）

九州電力(株)は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

1 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

■一般情報

1. 気象、地象情報
2. 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
3. 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、利用者等への対応状況）
4. その他災害に関する情報（交通状況等）

■当社被害情報

1. 電力施設等の被害状況及び復旧状況
2. 停電による主な影響状況
3. 復旧資材、応援、食料等に関する事項
4. 従業員の被災状況
5. その他災害に関する情報

2 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

1. 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
2. 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
3. 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5 災害時における復旧資材の確保

■復旧資材の確保

調達	<p>対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。</p> <p>1. 現地調達 2. 対策組織相互の流用 3. 他電力会社等からの融通</p>
輸送	<p>災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。</p>

6 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

■応急工事基準

水力、火力発電設備	<p>共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</p>
送電設備	<p>ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により仮復旧を迅速に行う。</p>
変電設備	<p>機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</p>
配電設備	<p>非常災害仮復旧標準工法（作業指針）による迅速確実な復旧を行う。</p>
通信設備	<p>衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。</p>

7 電源車等の配備

電気事業者は、大規模停電発生時には、電源車等の配備に努めるものとする。複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国とともに主体的、積極的に調整するものとする。

なお、電源車等の配備にあたって、県は、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努め、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定する。

第2 ガス施設災害応急対策（西部ガス株式会社）

西部ガス(株)は、風水害・震災等による被害が発生した場合は、「災害に関する規程」に基づき、災害対策本部を設置し、社内各部署の連絡協力のもと応急対策を実施する。

1 緊急対策

■緊急対策の内容

情報の収集	<p>1. 一般情報</p> <p>本社は、テレビ・ラジオ等により一般被害情報に関する情報を収集し、各事業所に伝達する。</p> <p>2. ガス製造設備、供給設備の被害状況を把握し、必要に応じて二次災害防止の措置を行う。</p>
広報	<p>地元のテレビ、ラジオ放送局に対して、二次災害発生防止の観点から保安確保のための緊急放送を依頼する。</p> <p>また、必要に応じてマイコンメーターの取扱方法についての放送も依頼する。</p>
二次災害防止措置	<p>ガスの漏洩等による二次災害発生のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>また、必要に応じて単位ブロック、統合ブロック単位での供給停止を行う。</p>

2 復旧対策

■復旧対策の内容

復旧計画の策定	<p>風水害・震災等が発生した場合は、被災の正確な情報を収集し、復旧手順及び方法、復旧要員の動員及び配置計画、復旧用資機材の調達計画、復旧作業の工程、臨時供給の実施計画、宿泊施設の手配・食料等の調達計画、その他必要な対策を明らかにした復旧計画を迅速に策定する。</p> <p>なお、病院、ゴミ焼却場等社会的緊急度が高い施設について優先的な復旧を図る。</p> <p>また、復旧作業が長期化する場合には地方行政機関と協力して需要家支援のために代替熱源等の提供を図る。</p>
復旧作業の実施	<p>1. 製造設備の復旧作業</p> <p>ガスの製造を停止した製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。</p> <p>2. 供給設備の復旧作業</p> <p>供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ手順に従い早期復旧を目指す。</p>
応援要請	<p>広範囲にわたり供給停止した場合は、「非常事態における応援要綱」に基づき一般社団法人日本ガス協会へ応援を要請する。</p>
広報	<p>二次災害の発生防止と需要家不安の解消と共に、円滑な復旧作業のための協力要請を目的に、随時広報活動を実施する。</p>

第24節 上水道、下水道施設災害応急対策計画

【関連部署】 上下水道班、産業土木班

町、県及び水道事業者は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、配水機能の維持を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

第1 上水道施設災害応急対策

上下水道班は、災害により被害が発生した場合、次の応急対策を実施する。

■上水道施設の応急対策の内容

取水施設	取水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。
浄水施設	1. 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。 2. 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。
送配水ポンプ施設	ポンプ場には、送配水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。
送配水施設	送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。

第2 下水道施設災害応急対策

上下水道班及び産業土木班は、災害により被害が発生した場合、次の応急対策を実施する。

■下水道施設の応急対策の内容

管渠	1. 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。 2. 工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
圧送ポンプ施設	1. 停電のためポンプの機能が停止した場合、可搬式小型発電機等によってポンプの運転を行い、機能停止による排水不能事態がおこらないようにする。 2. 建物その他の施設には、洪水等の風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資機材を備蓄し応急対策を行う。
アクアセンタ一施設	施設及び機器等の被災については、被害状況の早急な把握を行い、応急復旧を行うとともに、停電時の備えとして可搬式小型発電機等により施設や機器の運転制御を行う。

第25節 交通施設災害応急対策計画

【関連部署】 産業土木班、粕屋警察署

交通施設は、災害時等において緊急通行車両等の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関が、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行うことについて定める。

第1 道路施設

1 方針

■道路施設災害応急対策の方針

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、県、市町村等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行い道路機能の確保に努めるものとする。

上記道路啓開等に当たっては、災害対応拠点をつなぐ道路（啓開道路）を最優先に取り組む。

併せて、道路の通行規制等が行われている場合、ICT技術を活用し、道路利用者に対して情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。

2 実施要領

各道路管理者及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両等の通行確保のため、次の措置を講じる。

■道路施設災害応急対策の実施要領

1. 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
2. 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
3. 道路上の倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。
4. 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
5. 上・下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要しその暇がない場合は、通行の禁止、制限、立ち入り禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

6. 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。また、太陽光発電や非常用電源装置を付加した信号機など停電に影響を受けず災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。

第2 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社）

1 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱実施基準」「気象異常時運転規制手続」「運転事故並びに災害応急処理標準」「大災害応急処理標準」に基づき対処する。

2 災害時の代替輸送方法

他社に代行輸送を依頼する。

3 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合の応急・復旧処理、救護等については、運転事故並びに災害応急処理標準により、本社に対策本部を、現場には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

4 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、運転事故並びに災害応急処理標準に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確・迅速を期す。

5 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の車掌は、輸送指令及び運転手と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

6 応急復旧体制

復旧現場本部は、対策本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

第26節 農林施設等災害応急対策計画

【関連部署】 産業土木班

町、県及び関係機関は、災害時において農林施設の被害の実情を早期に調査し応急復旧を図る。

第1 農業用施設応急対策

- 1 灌漑排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させ、事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- 2 出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- 3 特に、ため池については、万一、災害により被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、町及び県はこれらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

■ため池対策の実施内容

町	<ol style="list-style-type: none"> 1. ため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。 2. 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。 3. 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。
県	<ol style="list-style-type: none"> 1. ため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに市町村等から、位置及び被害状況等を把握するための情報を入手する。 2. 応急工事が早急に行えるよう町及び関係機関を指導し、協力する。
ため池管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. ため池管理者において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。 2. 堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。 3. 町が実施する応急対策について協力する。

【資料編】1-8 防災重点農業用ため池(P10)

第2 農作物応急対策

1 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、農林事務所、普及指導センター、町及び農協の指導関係者は、協力して対策技術の指導を行うものとし、必要に応じて県関係課及び農業総合試験場等試験研究機関が指導、援助にあたる。

■指導、援助を行う応急措置の項目

稲、麦、大豆、果樹、野菜、花き、い草、茶、飼料作物

第2編 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・災害復興の基本方針

項目	関連部署	ページ
第1節 基本方針	関係各課	126

第1節 基本方針

【関連部署】 関係各課

ひとたび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像される
ところであり、こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産
を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建及び経済の復興を
基本に、次に掲げる事項に留意しながら、県等関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を
図る。

■災害復旧・災害復興の基本方針

1. 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
2. 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指す
か、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかにつ
いて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を
作成する。
3. 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、主体的に取り組むとともに、国から支援を受
けるという役割分担のもと、県と協同して計画的に行う。特に男女共同参画の観点から、復旧・
復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮
者の参画を促進する。
4. 災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を
図る。

第2章 災害復旧事業の推進

項目	関連部署	ページ
第1節 復旧事業計画	関係各課	127
第2節 激甚災害の指定	関係各課	129
第3節 その他の法律による財政援助	関係各課	132

第1節 復旧事業計画

【関連部署】 関係各課

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、被害状況から重要度、緊急度に応じて迅速かつ円滑に復旧事業を行うとともに、県等が実施する事業に対する支援を実施する。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下、「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行う。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に、町は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請する。

被災施設の復旧に当たっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図る。

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防設備、治山施設、道路、橋梁等について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ適切な復旧事業を施行し、さらに、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより再度の災害発生を防止する。

特に、豪雨や地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

第2 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、関係機関との総合的連携の下、迅速に復旧事業が施行されるよう努めるものとする。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生防止に努める。

第3 都市施設災害復旧事業計画

- 1 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- 2 復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

第4 公営住宅災害復旧事業計画

町民生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進める。

第5 公立文教施設災害復旧事業計画

- 1 園児、児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。
- 2 再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。
- 3 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- 1 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助、その他関係機関の融資を促進する。
- 2 再度の災害発生を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

第7 医療施設災害復旧事業計画

町民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

第8 公営企業災害復旧事業計画

町民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

第9 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に町民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第11 文化財災害復旧事業計画

文化財が国民の貴重な財産であることに鑑み、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第12 復旧・復興事業からの暴力団排除活動

町は警察と連携し、暴力団等の動向把握に注目し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 激甚災害の指定

【関連部署】 関係各課

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚である災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

第1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

第2 激甚災害に関する調査報告

1 町

町は、町域内に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

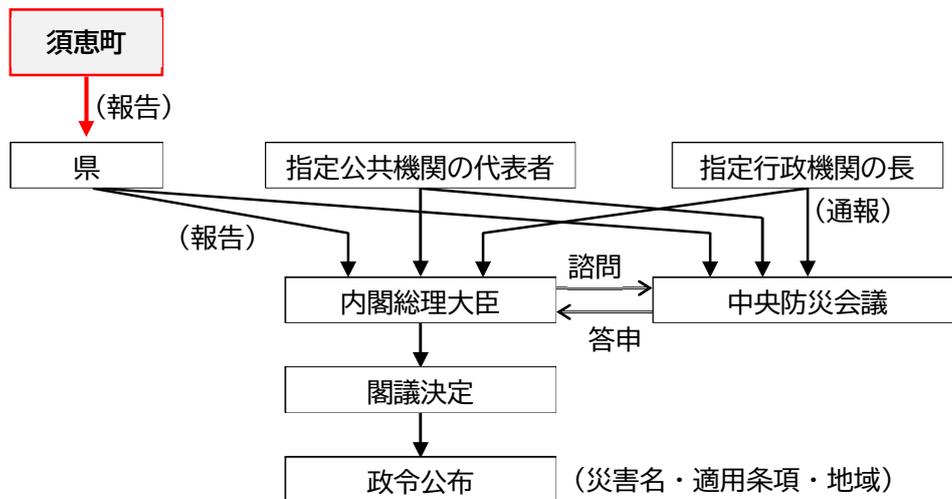
2 県

県は、町からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項について、速やかに調査する。

第3 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼす。そこで、県は町からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定の促進を図る。

■激甚災害指定手続のフロー



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅災害復旧事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ・身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 ・障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス施設災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ・湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の災害復旧事業に関わる補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者に対する貸金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の特別の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 その他の法律による財政援助

【関連部署】 関係各課

災害が発生した場合、次の事業に対し法律（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を除く。）に基づいた財政援助を受けることができる。

■その他の法律による財政援助

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	・河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	・公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	・災害公営住宅の建設 ・既設公営住宅の復旧事業
土地区画整理法	・災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	・感染症指定医療機関の災害復旧事業 ・感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
予防接種法	・臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	・農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	・上水道施設の復旧事業
下水道法	・下水道施設の復旧事業
道路法	・道路の復旧事業
河川法	・河川の復旧事業
生活保護法	・生活保護施設の復旧事業
児童福祉法	・児童福祉施設の復旧事業
身体障害者福祉法	・町が設置した身体障がい者社会参加支援施設の復旧事業
老人福祉法	・老人福祉施設の復旧事業
知的障害者福祉法	・知的障がい者援護施設の復旧事業
障害者自立支援法	・町が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい者福祉サービス施設の復旧事業
精神保健福祉法	・精神保健福祉施設の復旧事業
売春防止法	・婦人保護施設の復旧事業
災害救助法	・救援費用求償

第3章 被災者等の生活再建等の支援

項目	関連部署	ページ
第1節 罹災証明書の発行	総務課、住民課、都市整備課、税務課	133
第2節 被災者台帳の整備	総務課、住民課	137
第3節 生活相談	住民課	138
第4節 女性のための相談	福祉課、健康増進課	139
第5節 雇用機会の確保	総務課	140
第6節 義援金品の受け付け及び配分等	総務課、会計課	141
第7節 生活資金の確保	福祉課、健康増進課、税務課	143
第8節 経済復興の支援	総務課、まちづくり課、ふるさと応援課、 税務課、地域振興課	148
第9節 租税の徴収猶予、減免等	税務課	151
第10節 郵便事業の特例措置	総務課、まちづくり課、ふるさと応援課	153
第11節 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発	関係各課	153

第1節 罹災証明書の発行

【関連部署】 総務課、住民課、都市整備課、税務課

町長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付する。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努める。

併せて県が実施する住家等被害認定の研修会に参加し、災害時に迅速に被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。

【資料編】 3-1 罹災証明交付申請書(P64)、3-2 罹災証明書(P66)

第1 対象となる災害の規模

罹災証明において対象となる災害は、災害対策基本法第2条第1項に定義されているものを前提とする。

なお、火災、その他消防に関係のある災害についての罹災証明については、粕屋南部消防本部が定める様式にしたがって届け出を行う。

第2 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準として、内閣府の災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成19年12月14日付府政防第880号）を基とした区分とする。

■災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

※出典：内閣府「災害の被害認定基準について」令和3年6月24日

また、上述の基準のほかに、消防庁の災害報告取扱要領（昭和45年消防防第246号）に示されている判定基準もあり、認定基準に取り入れることとする。

■災害報告取扱要領（消防庁）における認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	前述表と同様
半壊	前述表と同様
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

被害の程度	認定基準
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

第3 事前準備

町は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合、又はそのような事態の発生が予想される場合、罹災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努める。

■事前準備の内容

罹災証明書発行のための事前準備	1. 発行方針の決定 3. 資機材等の確保 5. 罹災証明書発行に関する広報活動 等	2. 罹災証明書の様式の設定 4. 申請窓口及び人員の確保
被害認定調査のための事前準備	1. 調査計画の策定 3. 調査用資機材の調達	2. 調査体制の構築及び調査班の編成 4. 職員研修の実施 等

第4 罹災証明書の発行

罹災証明書は、災害による被害の程度を証明するための書面であり、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の申請時や町税の減免申請時等に利用される。

罹災証明書の発行に当たっては、主に住民課、総務課が対応を行うが、災害の規模や状況に応じて庁内の他部署職員又は他市町村並びに県の職員等を応援人員として確保し、対応することとする。

1 申請窓口の開設

被災者からの罹災証明申請について対応するため、庁内に専用の窓口及び会場を確保し、開設する。窓口では、住民からの被害状況の報告を取りまとめ、被害認定調査の準備を行う。

2 災害認定調査の実施

被災者から罹災証明申請を受けた住家に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班2人程度とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府）等を基に調査を実施する。

なお、罹災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

3 罹災証明書の発行

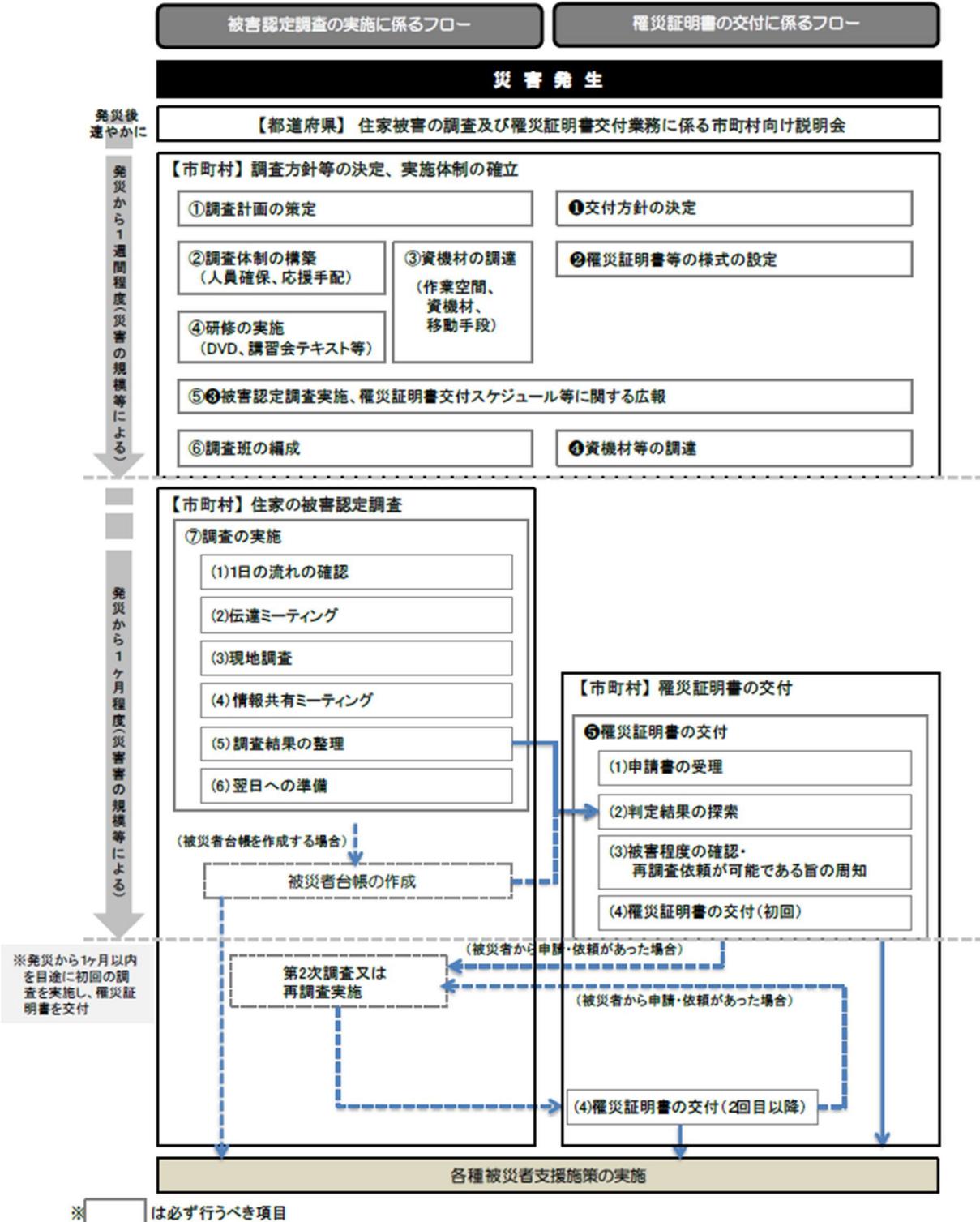
被害認定調査より判定された結果等を基に、被災者の「罹災証明書」を必要数発行する。

なお、罹災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度被害認定調査を実施し、罹災証明書を再発行するものとする。罹災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

第5 罹災証明書発行に関する広報

罹災証明に関する体制が整備された際に、罹災証明書の発行開始日時、受付会場、申請のために必要な持ち物等について、町ホームページ、町庁舎内及び町広報紙等を活用し、被災者への周知に努める。

■災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ



※出典：内閣府「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」令和3年5月

第2節 被災者台帳の整備

【関連部署】 総務課、住民課

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

第1 記載事項

■被災者に関する記載、記録事項

- | | | | |
|---|-------------|-----------------|-----------|
| 1. 氏名 | 2. 出生の年月日 | 3. 男女の別 | 4. 住居又は居所 |
| 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 | 6. 援護の実施の状況 | | |
| 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | | | |
| 8. 電話番号その他の連絡先 | 9. 世帯の構成 | 10. 罹災証明書の交付の状況 | |
| 11. 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先 | | | |
| 12. 11の提供を行った場合は、その旨及び日時 | | | |
| 13. 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号 | | | |
| 14. その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 | | | |

第2 情報の収集

■情報の収集について

- | |
|---|
| 1. 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 |
| 2. 町長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。また、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対し被災者に関する情報を提供する。 |

第3 台帳情報の利用

■台帳情報の利用について

町長は、町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

第4 台帳情報の提供

■台帳情報の提供について

- | |
|---|
| 1. 町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。 |
|---|

- ア. 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ. 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
2. 1の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ア. 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ. 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- ウ. 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ. 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- オ. その他、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
3. 町長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第1の13の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3節 生活相談

【関連部署】 住民課

災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることが重要である。

災害時における町民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

■生活相談に関する措置事項

機関名	措置事項
町	<p>1. 庁舎内等に被災者のための「災害相談窓口」を開設し、問い合わせや相談等の情報を基に住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。また、災害相談窓口は関係各課により編成し、生活相談をはじめ、行方不明者の受付け、罹災証明、市税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談等の対応に努める。さらに、災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、弁護士会、建設業協力会等と協力し、体制の充実に努める。</p> <p>2. 高齢者等に配慮した相談、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。</p> <p>3. 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、町の対策のみではなく、総合的に情報提供を行い、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。</p>

機関名	措置事項
町	4. 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。
県 (県民情報広報課・保健福祉環境事務所)	1. 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。 2. 県民相談室、保健福祉環境事務所等に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、町をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮する。
警察	警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置し、警察関係の相談等に対応する。また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る
指定地方行政機関 指定公共機関	事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。

第4節 女性のための相談

【関連部署】 福祉課、健康増進課

災害によって生じた女性特有の問題について相談に応じるため、次に掲げる措置を講ずる。

■女性のための相談に関する措置事項

機関名	措置事項
町	避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。
県 (男女共同参画推進課、保健福祉環境事務所)	男女共同参画センターは、災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。

第5節 雇用機会の確保

【関連部署】 総務課

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、町被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

また、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

■雇用機会の確保のための対策

1. 町は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、県に対し要請するとともに、町民に情報を提供する。
2. 福岡労働局と県（労働政策課）は協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。
3. 福岡労働局は、以下の措置を講ずる。
 - ア. 離職者の早期再就職の促進
災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助に当たっては被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。
 - a. 公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。
 - b. 被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。
 - c. 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用を図る。
 - イ. 雇用保険の失業給付に関する特例措置（福岡労働局職業安定部職業安定課）
災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
4. 県（労働政策課・職業能力開発課）は福岡労働局の行う所要の措置について支援を行う。
5. 福岡労働局は県下において、14 箇所の公共職業安定所、4 箇所の出張所及び1 箇所の分庁舎で職業斡旋等の援助業務を行っている。

第6節 義援金品の受付け及び配分等

【関連部署】 総務課、会計課

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立するとともに、罹災者にあて寄託された義援金品の配分及び住民や企業等が義援品を提供する場合は、次により行う。

第1 義援金品の募集

町（総務課、会計課）は、災害の状況によっては義援金品の募集を行う。

なお、募集に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るために次に掲げる点に留意する。

■義援金品の募集の留意点

1. 義援金品の募集の広報については、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ）等報道機関に協力を求めるとともに、町の広報媒体等を通じ呼びかける。
2. 義援金の募集に当たっては、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会の協力を得たうえで振込先を決定し、住民等による受入れ窓口を設置した場合と併せて公表する。
3. 義援品の募集に当たっては、被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく行うものとし、受入れを希望するもの・希望しないものを把握し、そのリスト及び送り先を公表するとともに、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努める。物資については、企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めることを周知することも考慮する。

第2 義援金品の受付け

町は、義援金品を受け付ける場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう周知徹底に努める。

■義援金品の受付けに関する事項

機関名	事項
町	義援金品の受付けについて計画しておく。
県	県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されるものについては、福祉労働部において受け付ける。
日本赤十字社 （福岡県支部）	県民及び他都道府県民からの義援金で、日本赤十字社福岡県支部に寄託されるものについては、支部事務局又は各地区において受け付ける。
福岡県共同募金会	県民及び他都道府県民からの義援金で、福岡県共同募金会に寄託されるものについては、事務局又は各支部において受け付ける。

第3 義援金品の配分及び輸送

町、県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会に寄託された義援金品は、日赤奉仕団

第2編 災害復旧・復興計画
第3章 被災者等の生活再建等の支援

など各種団体の協力を得て、原則として、罹災者に配分する。

義援金品の配分は次の基準により義援金品配分委員会を開催の上決定する。ただし、義援金品配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。

町は、県が実施する義援金品配分委員会で決定した配分基準に準じ、配分の決定を行う。

1 配分対象

義援金	死者（行方不明で死者と認められる者を含む。）及び重傷者並びに全壊全焼流失世帯、半壊半焼世帯、一部損壊世帯及び床上浸水世帯の発生した場合
義援品	災害救助法が適用され、指定避難所を開設している場合

2 県の配分基準（配分比）

(1) 義援金（床上浸水世帯を1とする）

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む）	10
重傷者（3か月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（1か月以上3か月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	10
半壊半焼世帯	5
一部損壊世帯	1
床上浸水世帯	1

(2) 義援品

指定避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、指定避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金品配分委員会における決定は不要とすることができる。

3 配分の方法

県は、災対本部が設置されているときは輸送班が、災対本部が設置されていないときは福祉総務課が、対象市町村へ輸送する。

また、物資等の輸送・保管に関しては、あらかじめ救援物資の収集・配達の標準化を行い、民間企業やNPO・ボランティア団体等と協定を締結するなど、一貫して管理できる体制を構築できるようにあらかじめ検討を行う。

4 義援金品配分委員会の構成

義援金品配分委員会は次に掲げる者、その他義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。

■義援金品の受付けに関する事項

日本赤十字社福岡県支部事務局長	福岡県社会福祉協議会長	福岡県共同募金会長
西日本新聞社社長	NHK 福岡放送局長	福岡県福祉労働部長
福岡県県民情報広報課長	福岡県防災企画課長	福岡県福祉総務課長
福岡県会計管理局会計課長		

第4 義援金品保管場所

■義援金品保管場所について

機関名	保管場所
町	町は、義援金は被災者に配分するまでの間、町指定金融機関に専用口座をつくり保管する。義援品は、物資管理センターに保管する。
県（福祉総務課）	寄託義援品を直ちに罹災者に配分することが困難な場合の一時保管場所として、県の庁舎内等の適切な場所を確保する。

第7節 生活資金の確保

【関連部署】 福祉課、健康増進課、税務課

災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の建て直し、自立助長のため必要となる資金の支給や貸付け制度について、町、県及び関係機関は、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

第1 災害弔慰金等の支給、貸付け

福祉課、健康増進課及び税務課は、「須恵町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金を、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対して災害障害見舞金を支給する。

1 災害弔慰金の支給

1. 実施主体	市町村
2. 対象災害	自然災害 ●1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ●都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ●都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ●災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害
3. 受給遺族	①配偶者、子、父母、孫、祖父母 ②上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
4. 支給額	①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円
5. 費用負担	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

2 災害障害見舞金の支給

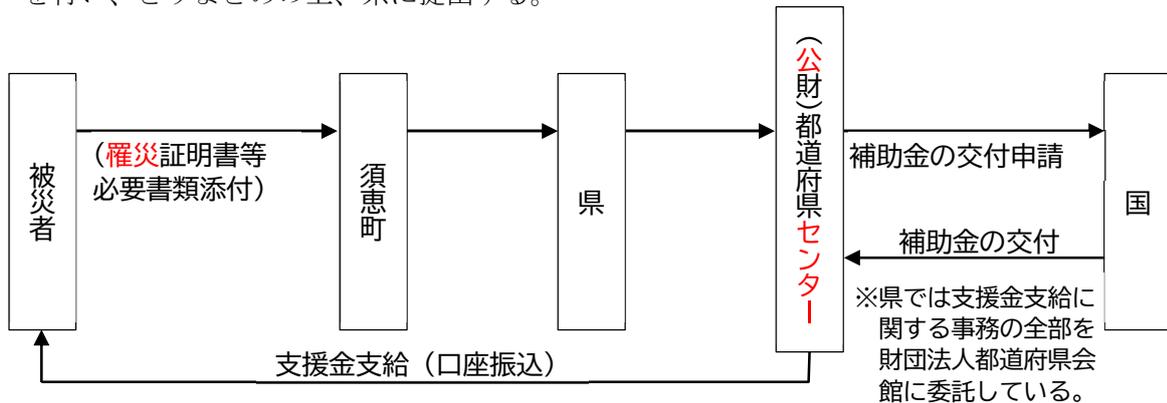
1. 実施主体	市町村
2. 対象災害	自然災害 ●1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害

9. 償還方法	年賦、半年賦又は月賦
10. 費用負担	国 2/3、都道府県・指定都市 1/3

第2 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする制度である。

町は、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。支給申請は町に行う。町は、提出を受けた申請書等の確認を行い、とりまとめの上、県に提出する。



1. 対象災害	①「災害救助法施行令」第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村																
	■「災害救助法施行令」別表第1（第1号関係）																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村の区域内の人口</th> <th>住家が滅失した世帯の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 人未満</td> <td>30 世帯</td> </tr> <tr> <td>5,000 人以上 15,000 人未満</td> <td>40 世帯</td> </tr> <tr> <td>15,000 人以上 30,000 人未満</td> <td>50 世帯</td> </tr> <tr> <td>30,000 人以上 50,000 人未満</td> <td>60 世帯</td> </tr> <tr> <td>50,000 人以上 100,000 人未満</td> <td>80 世帯</td> </tr> <tr> <td>100,000 人以上 300,000 人未満</td> <td>100 世帯</td> </tr> <tr> <td>300,000 人以上</td> <td>150 世帯</td> </tr> </tbody> </table>	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	5,000 人未満	30 世帯	5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯	15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯	30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯	50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯	100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯	300,000 人以上	150 世帯
	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数															
	5,000 人未満	30 世帯															
	5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯															
	15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯															
	30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯															
	50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯															
	100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯															
300,000 人以上	150 世帯																
■「災害救助法施行令」別表第2（第2号関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県の区域内の人口</th> <th>住家が滅失した世帯の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000,000 人未満</td> <td>1,000 世帯</td> </tr> <tr> <td>1,000,000 人以上 2,000,000 人未満</td> <td>1,500 世帯</td> </tr> <tr> <td>2,000,000 人以上 3,000,000 人未満</td> <td>2,000 世帯</td> </tr> <tr> <td>3,000,000 人以上</td> <td>2,500 世帯</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	1,000,000 人未満	1,000 世帯	1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500 世帯	2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000 世帯	3,000,000 人以上	2,500 世帯							
都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数																
1,000,000 人未満	1,000 世帯																
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500 世帯																
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000 世帯																
3,000,000 人以上	2,500 世帯																
②10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村																	
③100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県																	
④①又は②の市町村を含む都道府県で 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）																	
⑤①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）																	

第2編 災害復旧・復興計画
第3章 被災者等の生活再建等の支援

1. 対象災害	⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 ・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）																								
2. 対象世帯	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）																								
3. 支給額	※世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額 ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1"> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (2. ①該当)</th> <th>解体 (2. ②該当)</th> <th>長期避難 (2. ③該当)</th> <th>大規模半壊 (2. ④該当)</th> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>全壊～大規模半壊 2. ①～④該当</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊 2. ⑤該当</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合 ・全壊～大規模半壊世帯は、合計で200（又は100）万円 ・中規模半壊世帯は、合計100（又は50）万円	住宅の被害程度	全壊 (2. ①該当)	解体 (2. ②該当)	長期避難 (2. ③該当)	大規模半壊 (2. ④該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	全壊～大規模半壊 2. ①～④該当	200万円	100万円	50万円	中規模半壊 2. ⑤該当	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊 (2. ①該当)	解体 (2. ②該当)	長期避難 (2. ③該当)	大規模半壊 (2. ④該当)																					
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																					
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																					
支給額	全壊～大規模半壊 2. ①～④該当	200万円	100万円	50万円																					
	中規模半壊 2. ⑤該当	100万円	50万円	25万円																					
4. 支給手続	支給申請は市に行い、提出を受けた申請書等の確認を行い、とりまとめの上、県に提出する。 （申請時の添付書面）①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借） 等 （申請期間）①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内																								

第3 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

災害救助法が適用されない程度の災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等が生活を立て直すため、臨時に必要となる経費等について、県社会福祉協議会が貸し付ける資金である。

1 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付け

1. 貸付対象	低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯 (災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外)
2. 貸付限度額	150万円
3. 据置期間	6か月以内
4. 償還期間	7年以内
5. 利子	連帯保証人をたてる場合 無利子 連帯保証人がいない場合 据置期間経過後 年1.5%
6. 保証人	原則不要（ただし、連帯保証人なしでも貸付可）

第2編 災害復旧・復興計画
第3章 被災者等の生活再建等の支援

7. 償還方法	年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還
8. 申込方法	原則として町発行の罹災証明書を添付し民生委員、あるいは本町の社会福祉協議会へ申し込む。

2 その他

このほか、県社会福祉協議会による生活福祉資金では、総合支援資金、福祉資金（1以外の資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

第4 災害復興住宅融資

1. 融資対象者	<p>①自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、「罹災証明書」の交付を受けている者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設 ・新築住宅購入 ・リ・ユース(中古)住宅購入 </td> <td>住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けている者</td> </tr> </table> <p>②自身若しくは被災した親等が居住するために住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を建設又は購入する者、自身が居住するために住宅を補修する者</p> <p>③年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たすもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">年収</td> <td style="width: 35%;">400万円未満</td> <td style="width: 35%;">400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>④日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人の者</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・建設 ・新築住宅購入 ・リ・ユース(中古)住宅購入 	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けている者	年収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下
<ul style="list-style-type: none"> ・建設 ・新築住宅購入 ・リ・ユース(中古)住宅購入 	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けている者									
年収	400万円未満	400万円以上								
総返済負担率基準	30%以下	35%以下								
2. 融資対象住宅	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">建設</td> <td>各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。</td> </tr> <tr> <td>新築住宅購入</td> <td>次の①・②ともに満たす住宅 ①申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅であること ②申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く。）の名義になっていないこと。</td> </tr> <tr> <td>中古住宅購入</td> <td>次の①～③までのすべてを満たす住宅 ①申込日において竣工から2年を超えている住宅で申込日前に人が住んだことのある住宅であること ②申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと。 ③機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅</td> </tr> </table> <p>※175m²よりも大きな住宅が被害にあったときは、その広さまでの住宅を建設、購入できる。</p>		建設	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。	新築住宅購入	次の①・②ともに満たす住宅 ①申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅であること ②申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く。）の名義になっていないこと。	中古住宅購入	次の①～③までのすべてを満たす住宅 ①申込日において竣工から2年を超えている住宅で申込日前に人が住んだことのある住宅であること ②申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと。 ③機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅		
建設	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。									
新築住宅購入	次の①・②ともに満たす住宅 ①申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅であること ②申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く。）の名義になっていないこと。									
中古住宅購入	次の①～③までのすべてを満たす住宅 ①申込日において竣工から2年を超えている住宅で申込日前に人が住んだことのある住宅であること ②申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと。 ③機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅									
3. 融資限度額	<p>①建設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">土地を取得する場合</td> <td style="width: 50%;">土地を取得しない場合</td> </tr> <tr> <td>3,700万円</td> <td>2,700万円</td> </tr> </table> <p>※被災親族同居の場合は、上表の額に640万円加算。</p>		土地を取得する場合	土地を取得しない場合	3,700万円	2,700万円				
土地を取得する場合	土地を取得しない場合									
3,700万円	2,700万円									

第2編 災害復旧・復興計画
第3章 被災者等の生活再建等の支援

3. 融資限度額	②購入 3,700万円 ※被災親族同居の場合は、上額に640万円加算。	
4. 返済期間	建設、 購入	35年以内又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内 融資の日から3年以内の据置期間を設けることができ、その期間、償還期間を延長できる。
5. 返済方法	元利均等返済又は元金均等返済	
6. 融資金利	独立行政法人住宅金融支援機構の条件による。	
7. 申込方法	申込みは住宅金融支援機構に、郵便で受け付ける。	

第8節 経済復興の支援

【関連部署】 総務課、まちづくり課、ふるさと応援課、税務課、地域振興課

災害により被害を受けた中小企業・農林水産業者が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、資金の円滑な供給、金融機関の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。

第1 緊急経済対策資金

経済情勢の変化等により事業活動に支障を来している、又は、取引先の倒産等により資金繰りに困難を来している中小企業者等に対し、必要な資金の融資を促進することにより、中小企業の経営の安定に資することを目的とする。

1. 融資対象	①セーフティネット保証認定者 ②県知事指定災害の被災者 ③県知事指定倒産等事業者の債権者 ④再生支援協議会の2次支援を受けた者 ⑤東日本復興緊急保証認定者 ⑥緊急経済対策資金の残高を有する者 ⑦原材料価格等の高騰、電気料金の値上げ、人件費の高騰の影響で経営の安定に支障が生じているもの ⑧危機関連保証認定者 ⑨経営改善計画を策定し、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む者 ⑩経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者（認定を受けた者が事業承継後の会社の場合、代表者個人を含む） ⑪3年以内に事業承継を予定する又は事業承継後3年未満の法人であって、一定の財務要件を満たす者									
2. 融資金額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">融資対象①～⑦</th> <th style="text-align: center;">融資対象⑧</th> </tr> <tr> <td>1億円以内 ※ただし、「緊急特別融資枠」については、災害ごとに別枠で3,000万円の限度額を設ける。</td> <td>①～⑦、⑨～⑪とは別に1億円以内</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">融資対象⑨</th> <th style="text-align: center;">融資対象⑩、⑪</th> </tr> <tr> <td>①～⑧、⑩、⑪とは別に5,000万円以内</td> <td>①～⑨とは別に1億円以内</td> </tr> </table>		融資対象①～⑦	融資対象⑧	1億円以内 ※ただし、「緊急特別融資枠」については、災害ごとに別枠で3,000万円の限度額を設ける。	①～⑦、⑨～⑪とは別に1億円以内	融資対象⑨	融資対象⑩、⑪	①～⑧、⑩、⑪とは別に5,000万円以内	①～⑨とは別に1億円以内
融資対象①～⑦	融資対象⑧									
1億円以内 ※ただし、「緊急特別融資枠」については、災害ごとに別枠で3,000万円の限度額を設ける。	①～⑦、⑨～⑪とは別に1億円以内									
融資対象⑨	融資対象⑩、⑪									
①～⑧、⑩、⑪とは別に5,000万円以内	①～⑨とは別に1億円以内									
資金使途：運転資金（設備資金は融資対象②、④、⑧のみ）										

第2編 災害復旧・復興計画
第3章 被災者等の生活再建等の支援

3. 保証期間	融資対象①～⑦		融資対象⑨		
	10年以内(据置2年以内)		・運転5年以内(据置1年以内) ・設備7年以内(据置1年以内) ・既存保証付融資の借換:10年以内(据置1年以内)		
4. 融資利率	融資対象①～⑤、⑦、⑧		融資対象⑥	融資対象⑨	融資対象⑩、⑪
	年1.30% ※ただし、「緊急特別融資枠」については、0.9%		年1.40%	年1.10%	年1.40%以内
5. 保証料率	0.25%～1.62% ※ただし、「緊急特別融資枠」については、0%				
6. 連帯保証人	原則として、法人は代表者、個人は不要				
7. 受付機関	商工会議所、商工会、指定金融機関、(組合関係)中小企業団体中央会				

第2 天災融資制度

「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号)、いわゆる「天災融資法」に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して生産性に必要な定理の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

1. 融資対象	次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた者			
	被害農林漁業者		特別被害農林漁業者	
	①農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平年農業収入の10%以上 ②樹体の損失額が30%以上		①:左のうち損失額が50%以上 ②:左のうち損失額が50%以上	
	①林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 ②林業施設の損失額が50%以上		①:左のうち損失額が50%以上 ②:左のうち損失額が70%以上	
2. 融資限度額	①水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 ②水産施設の損失額が50%以上		①:左のうち損失額が50%以上 ②:左のうち損失額が70%以上	
	融資限度額		①又は②の内どちらか低い金額	
	区分		①	② 個人 法人
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	損失額の80%	600万円
一般農業者		損失額の60%	250万円	2,000万円
林業者		損失額の60%	250万円	2,000万円
漁業	漁具購入資金	損失額の80%	5,000万円	5,000万円
	漁船建造・取得資金	損失額の80%	600万円	2,500万円
	水産動植物養殖資金	損失額の60%	600万円	2,500万円
	一般漁業者	損失額の60%	250万円	2,000万円

第2編 災害復旧・復興計画
第3章 被災者等の生活再建等の支援

3. 貸付利率	資格者		貸付利率
	被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者		6.5%以内
	被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者		5.5%以内
	特別被害農林漁業者		3.0%以内
4. 償還期限	資格者		償還期限
	被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者		3～5年以内
	被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者		5～6年以内
	特別被害農林漁業者		6年以内

第3 農林漁業災害対策資金

天災資金が適用されない比較的小規模の自然災害等により、経営の維持安定が困難な方に融資する資金で、特別資金（農林漁業セーフティネット資金）と経営安定資金（民間融資機関の資金が原資）で構成されている。

1. 貸付対象者	次のいずれかの要件を満たす者																				
	①特別災害 被害が著しく、かつ、地域農林漁業に及ぼす影響が大きいと知事が認めた災害により被害を受け、災害対策資金を借り受けた農林漁業者																				
	②一般災害（特別災害以外の災害） 農業にあつては、農作物の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ、減収による損失額が平年農業総収入額の30%以上となった被害農業者、林業にあつては損失額が平年林業総収入額の30%以上となった被害林業者、漁業にあつては損失額が平年漁業総収入額の30%以上となった被害漁業者																				
2. 利子助成等 限度額	500万円 ※公庫資金と農協等資金の合計																				
3. 利子助成等 後の貸付利率	①特別災害 県、町の利子助成等により実質無利子化																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">貸付利率（例）</th> </tr> <tr> <th>6年</th> <th>7年</th> <th>10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">②一般災害</td> <td>当初3年間</td> <td>年0.16%</td> <td>年0.16%</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>その後</td> <td>年1.60%</td> <td>年1.60%</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>						貸付利率（例）			6年	7年	10年	②一般災害	当初3年間	年0.16%	年0.16%	なし	その後	年1.60%	年1.60%	なし
		貸付利率（例）																			
		6年	7年	10年																	
②一般災害	当初3年間	年0.16%	年0.16%	なし																	
	その後	年1.60%	年1.60%	なし																	
	※被害が複数地域で発生し、被害総額が一定規模以上で県知事が認めた災害の場合はその都度貸付利率を決定																				
4. 償還等期間	①特別災害 ・公庫資金：10年以内（うち利子助成等期間5年以内） ・農協等資金：7年以内（うち利子助成等期間5年以内） ②一般災害 ・農協等資金：7年以内（うち利子助成等期間5年以内）																				

第4 被災者に対する広報等

町、国及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第9節 租税の徴収猶予、減免等

【関連部署】 税務課

第1 町

税務課は、災害によって被害を受けた町民に対して町民税等の減免、納税延長及び徴収猶予を行う。

■町税等の減免等の種類、内容、担当

	内容	
納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。	
徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)	
減免	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。	
	個人の町民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
	国民健康保険料	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	特別土地保有税	災害について著しく価値を減じた土地について行う。

第2 県

県(税務課)は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し地方税法又は福岡県税条例等により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。

■県の納税緩和措置

	内容
期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2か月以内に限り当該期限を延長する。 ア. 災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。 イ. その他の場合、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。
徴収猶予	災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

	内容
減免等	<p>被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合は、該当する各税目について、次により減免、課税の免除及び納入義務の免除等を行う。</p> <p>ア. 個人事業税：被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。</p> <p>イ. 不動産取得税：災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋を取得した場合、被災の状況に応じて減免する。</p> <p>ウ. 自動車税：所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。</p> <p>エ. 軽油引取税：徴収した軽油引取税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。</p> <p>オ. 産業廃棄物税：徴収した産業廃棄物税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。</p> <p>カ. 宿泊税：徴収した宿泊税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その宿泊税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。</p>

第3 国

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

■国の納税緩和措置

1. 申告等の期限の延長
2. 徴収猶予
 - ア. 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - イ. 通常の場合の徴収猶予
 - ウ. 災害減免法に基づく徴収猶予等
3. 減免措置

第10節 郵便事業の特例措置

【関連部署】 総務課、まちづくり課、ふるさと応援課

災害救助法の適用があった場合において、日本郵便株式会社九州支社長は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、支店長は、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

第2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便株式会社九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

支店長は、日本郵便株式会社九州支社長の指示に基づき被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社福岡県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第11節 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発

【関連部署】 関係各課

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

■広報・啓発の方法

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1. インターネットによる情報提供 | 2. 風評被害対策用リーフレットの作成 |
| 3. 車内吊り広告 | 4. テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映 |
| 5. 広報誌への掲載 | 6. 講演会の開催等 |

第4章 復興計画

項目	関連部署	ページ
第1節 復興計画作成の体制づくり	関係各課	154
第2節 復興に対する合意形成	関係各課	154
第3節 復興計画の推進	関係各課	155

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、町、県及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1節 復興計画作成の体制づくり

【関連部署】 関係各課

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

そのため、県は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（町と県及び関係機関と連携、国との連携）を図る。

第2節 復興に対する合意形成

【関連部署】 関係各課

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

第3節 復興計画の推進

【関連部署】 関係各課

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や県民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、町、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、町は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請するものとする。

須恵町地域防災計画

風水害・震災対策編

令和4年4月

発行・編集 須恵町防災会議

事務局 須恵町役場 総務課

住所：〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771

電話番号：092-932-1151（代表）

ホームページ：<https://www.town.sue.fukuoka.jp>